

財政學

北崎先生講述

14

675



始



14-675



北崎先生講述

政

學

(以謄寫版換筆寫)

(非賣品)



財政學

商科ニ学年用



第一編 總論

第一章 財政及財政學ノ意義

財政學ナル語ハ近世諸國ノ範圍ニ用ヒラレテ居ル例ハ個人ノ
 銀行本社ノ如キ私經濟ニ對シテ用フル事アリ、國家又ハ地方ノ
 團體ノ如キ經濟ニ對シテ用フル事アリ、
 前者ハ本義ノ用語ニシテ、後者ハ狭義ノ用語ナリ、何レモ、或主
 體收入支出ニ關スル經濟生活ヲ表示シ財政ト云フモ經濟ト云フモ
 殆ド差別ナキノ感アリ、之レ独リ本邦ノミナラズ西洋諸國ノ英歐
 ノ如キ本義ニ之ヲ使用シ来テ居ルハ學問上ノ見地ヨリスレバ、財

二
政ト云フ事ヲ適切ニ表スルハ公共団体其ノ物ノ経済的行政ニ
限定スルヲ至当ナリト信ス。而テ公共団体中地方ノ公共団体即
市町村ノ財政ニツイテハ特に地方経済ナル用途アリテ以テ單ニ財
政ト云ハバ國家ノ財政ヲ意味スルモノト知ルベキナリ。

(2) 財政学

Science of Finance

財政学トハ如何ナルモノカヘ言ニシテモ政ハバ、國家公共団体
生活計ノ学デアル、更ニ具體的ニ之ヲ云ハバ國家其他ノ公共団体
カ其ノ存在及ビ目的遂行ニ必要ナル資財(巨利)ヲ取得シ使用シ
管理スル計畫的行政ニ關スル学デアル。 *Public Finance*、
而テ更ニハ國家ヲ以テ財政ノ主体ト爲スヲ以テ國家ノ財政ニツイ
テ之ヲ説明スルニ、國家ハ公共団体、國民及ビ人民ノ學識秩序幸福
ノ必要上資財ト爲カトテ要スル事尚自然人ニ異ナラズト受テ無政
人ナルヲ以テ自ら資財及ビ労力ヲ生産スル事能ハズニ他ノ提供
ニマタナケレバラス。而テ國家が其ノ必要トスル資財ト爲カト

ヲ取得スルノ方法ハ、

1. 個人が任意ニ且ツ無償ヲ以テ提供スル事。
2. 個人トノ契約ニヨリ報償ヲ方ヘテ之ヲ取得スル事。
3. 共同分担ニヨリ賦課ヲ以テ取得スル事ノミツアリ、
任意無償方法ハ古代ニ於テ其例ニ乏シカラザリシガ、現今ニ於
テハ、極メテ稀デアリ且ツ計画的ニ之ヲ行フ事が困難デアルカラ
現在確定ニ行ヒ得ル方法ハ、3.ノ方法シカナイ。
已ニ任意無償ノ方法ヲ以テ資財勞力ヲ取得スル事能ハズトスレ
バ國家ハ報償ヲ奉フルヲメニ資財ヲ取得セバナラヌ事ニナル、
而テ國家が資財ヲ取得スルハ之ヲ使用シ消費セバナランカラ之
ガタメニハ一定ノ方法ヲ設テ、其資財ヲ管理セザルベカラズ

財政学之意義

乃チ財政学ハ國家ノ生存發達ニ必要ナル資財ノ取得使用管理ニ
關スル原理政策ヲ研究スル學問ナリト云フベキデアル、

然ルニ自然経済時代ニテ国家ニ直接資財ヲ取得スルニ力メシトモ
 毛貨幣経済ノ今日ニ於テハ貨幣ヲ取得スル事ガ即チ資財ヲ取得ス
 ル所以ナルガ、国家ハ貨幣即チ金銭ヲ取得スル事ヲ以テ主トナ
 シ、必要ニ應ジテ資財ヲ取得スルノ状態トナリ、於此乎財政學ノ
 本體ハ、国家ノ職分ヲ遂行スルニ必要ナル金銭ノ取得使用管理ト
 イフ事ニ歸着スルノデアル、而テ金銭ノ取得ハ、之ヲ收入ト云ヒ
 (Revenue) 金銭ノ使用ハ、之ヲ支出ト云ヒ (Expenditure) 金銭ノ管理ハ、之ヲ會計ト
 イフ (Account) 而シテ、財政ハ個人経済ト異リ此レヲ計リテ、入ルヲ定ムルモノ
 デアル、換言スレバ支出即チ消費ハ財政ノ目的ニシテ收入ハ手段
 トレバ先ツ經費ヲ論ジ、次ニ收入ヲ議シ尚不足ラザレバ於テハ收
 入必要ヲ論ジ最後ニ管理即チ財務ヲ説クノヲ普通ノ順序トスル、
 即チ財政學ノ分科ハ、左ノ如シ、

- 總論
- 2. 經費論 (目的) *Public expenditure.*
 - 3. 收入論 (手段) *Public Revenue.*
 - 4. 公債論 (收支適合) *Public indebtedness.*
 - 5. 財務論 (管理) *Financial Administration.*
- 本講義モ亦以上ノ順序ヲ以テ述マン

第二章 財政學ノ職分

3. 前章ニ於テ論シタル財政學ノ意義ヨリシテ財政學ニハ、自ラニ
 何ノ職分アル事ヲ知ルヲ得、即チ、
 第一、財政ニ下スル原理ノ探究デアル、
 時ノ古今ヲ向ハス洋ノ東西ヲ論セズ、苟クモ財政上ニ表ハレ
 タル現象ニ付キ彼此ノ差点对照シテアラエル事實ヲ詳細總合
 シテ、莫ク中ニ存スル總統一的智識ヲ得、ヨツテ以テ財政

第二

ノ原理原則ヲ発見セントスルノデアル。之ヲ為メニハ正史
 統計及ヒ各種ノ社会記録ヲ基礎トセテハナラズ、又財政学
 経済学其他社会科学ニヨリ直接抽出サル、モノモアル
 財政ニ関スル政策ノ研究ナリ。
 即チ第一ニヨリ発見セラレタル財政上ノ原理原則ノ適用ニ
 爲スルモノヲアツテ、實際ノ財政問題ニ対スル学理的解決
 フテ試ミルニアル。即チ之ニヨリ財政学ハ政治的ニ政治
 施設ニ貢献スル事ヲ得ルモノデアアル。
 之等ノ職分ヲアツテスルニ当リ特ニ注意スヘキハ事實ノ觀察
 及ヒ批判ニ當リ経済的見地ト法律的見地トヲ混同セズ、再
 者ヲ明カニ區別シ且ツヨリ之ヲ調整スル事ナリ。從來ノ財
 政学カ概シテ行政的ノ形式論ニ傾キ経済学的性質論ニ欠
 クル所アルハ單邊論叙ノ注意ヲナサバモニヨルモノ也
 何トナレハ法律論ハ主トシテ形式ニヨリテ行政ノ適否ヲ判

定スルニ対シ経済論ハ主トシテ其ノ事實ノ性質価値ニ對シ
 テオキ利害得失ヲ判断スルモノナレバ、法律論ト経済論ト
 ハ、其ノ主眼點ヲ異ニシテ居ルカラデアアル。故ニ此ノ兩者
 ハ明カニ區別シ先ツ法律論ニヨリテ事實ノ名義ヲ明確ニシ
 然ル後経済論ニヨリテ事實ノ性質ヲ極メ利益得失ヲ判定シ
 兩者相寄り相助テ適切ナル財政立法ニ到着セシテテ勉メテ
 ルベカラズ。

第三章 財政ノ主体

4. 財政ノ主体 (Subject of Finance) ハ學術上ノ意義ニ於テハ、
 公共團體デアツテ、公共團體ハ社会の個人ノ強制の組織セル或
 活團體デアツテ、其ノ種類ハ國家ト他ノ公共團體トニ分ル。
 其ニ財政ノ主体デアアルが故若ノ關係ニ於テ本體ト分體トノ區別
 がアル等級ノ關係アレバ、其ノ性質ヲ明確ニシテオク必要ガア

ル、ヨツテ先ツ地方公共団体ノ何者タルヤト一言スル要ヲ認ム、
 地方公共団体トハ、國家ノ領土内各地方ニ於ル一級又ハ特別ノ
 公共事務ヲ行ヒ独立ノ狀態ヲ爲メスル強制團體ヲ云フモノデア
 ルガ、其中ニ各種ノ系統アリ、又各國ニ於ル共ノ各連ノ歴史相合
 カラズト雖モ其ノ共通の要素ハ凡ソ左ノ諸點ニ在リ、

1. 公法人タル事、即チ單ナル國家行政上ノ機關ニ非ズシテ、公
 法上一定ノ自主權ヲ有スルノ行爲ヲ認メラルル事、
2. 其ノ執行スル職分ガ、國家公共事務ノ系統ニ屬スル事、
3. 國家領土ノ地方的部局ニ局限セラルル事、
4. 有限の民衆ニ對シ國家ノ命令セル強制力ヲ有スル事、
5. 独立ノ經費ヲ營爲スル事、

而シテ右ノ要素ヲ具備セル地方公共団体ニハ、三種ノ異レル系統
 ガ有ル、即チ

- 一、地方自治体、

二、特別自治体、

三、特殊自治の団体、

第一八、州、縣、郡、市、町、村ヲ云ヒ、
 第二八、水利組合、学校組合ヲ云ヒ、
 第三八、商會、農會、同業組合ノ類ヲ云ヒ、
 而モ普通ニ地方公共団体トシテハ、オノノ地方自治體ヲ意味スル
 事ニナリ、同時ニ地方財政ノ主体ナル事モ亦此ノ地方的自治體ナ
 リ、

5. 之等地方公共団体上ニ國家民衆同生活ニ最高團體トシテ存スル
 モノが國體トシテ、國家ハ各自治體ノ負担ニ耐エザル程度ノ公共職
 分ヲ履行セシメガタメニ全國民ノ力ヲ綜合（強制ヲ意味ス）シテ、
 組織セルモノデ多クハ、單一ノ國家トシテ存ス、時ニ或ハ聯合ノ
 國家トシテ存スルモノデア
 聯合國家制ハ種々ナル國家ノ組織的聯盟デアツテ之ニ一定ノ中

央權ヲ樹立シタルモノナラズ、例ハバ、共和、瑞西、同盟國、北米合衆國ノ如キ之ナラズ、然ラ聯合國家ハ單一國家ノ履行スベキ公共職分ノ一定部分ヲ履行スルモノナルガ故ニ其ノ履行スベキ職分ノ種類及程度如何ニヨリ聯合國家ト單一國家トノ間ニ於テ政治経済、社会及文化事項ニ関シ種々ノ差別ヲ生ゼザルヲ得ズ、從ツテソレガタノニ、財政ノ経費及收入ニ於テ種々ノ差別ヲ生ズル事ハ言フマテザルナリ、

次ニ地方團體ト國家トノ間ニ公共職分ノ生ズル事ハ地方團體ガ國家ノ履行スベキ職分ノ一定部分ヲ委託サレタル關係ニアル事ニ於テ當然ノ事ナラズ、即チ公共團體各等級間ノ経費、負担ノ關係モ之ニ應ジテ各自一定ノ部分アルハズ、イテイテナリ、而シテ是レニ於テ明カク明白ナルヲニ存セズシテ、此ノ原則ハ等々ノ例外ヲ生ズ、之レ主トシテ國家ガ自己ノ引受クベキ職分ノ一部ヲ下級團體ニ指定シスハ委任スルト同時ニ其ノ経費ヲ補助シ、又

下級團體ニ財政ヲシテ之ヲ負担セシムル事アルニヨルモノナリ、國家ノ財政ハ嚴格ナル意義ニ於テ独立ヲ保持スベキハ論ヲマタナイノデアアルガ、地方自治體ノ財政ハ孤立ノ經濟ヲ營成ナスモノナリトハ之ヘ濫密ナル意義ニ於テ財政ノ独立ヲ意味スルモノデハナクシテ、単ニ自己個別ノ財政ヲ行フト文フニ過ヤザルナリ、蓋シ地方自治體ノ財政ハ、國家ノ同列ナル監督ノ下ニオカレモノタルト同時ニ地方自治體ノ力ノ及バザル莫ハ、國家ニ於テ之ヲ確認スルカラデアアル、尚ホ又國家ハ地方公共團體ニ於テ其ノ独立ヲスルモノハ、地方團體ノ發達ヲトゲシムルニ必要トスル理由アリ、又國家ガ行政上ノトキ、集約主義ヲトルカ或ハ分権主義ヲ施スカニヨリ大ナル差異ヲ生ズルハ止ムヲ得ナイ事ナリ、

第四章 財政ノ要素

6. 財政ハ公共團體ノ職分ヲ履行スル爲ニ行フ經濟的行政デアルカ

ヲ其ノ運用ニ当リ行政方面ニ於ル概式的要素ト、経済方面ニ於ル
実質的要素トヲ具備セナケレバナラズ、

第一、概式的要素トハ財政計画ニ関スル秩序の整理ヲ目的トスル
手續デアリ即チ、会計、金庫及び帳簿ノ整理ニ于テ諸法
規及び設備ヲ定メテアツテ、收支ノ行政命令ヲ適當ニシ
貨幣及び計算ノ取扱ヲ確定ナラシムル事ヲ目的トスルモノ
デアリ、

第二、実質的要素トハ、財政計画ノ経済的内容ヲ組成スル財政需
要及び之ニ應ズベキ計画的財源ヲ云フ、

詳言スレバ、公共団体が其ノ職分ヲ履行スルタメニスル経
済物件ノ需要即チ経費ト夫ニ対シテ計画スル財源ノ対照ト
デアリ、然レ共経費ヲ支出スル迄ニハ、支払命令中行政命
令ヲ履行シ財源ヲ收入スルタメニハ、収納命令中（納税令
書ノ納入告知書）行政命令ヲ履行スルノデアリ、

財政一四

要スルニ財政需要ヨリ起因スル支出モ之ニ對應スル收入モ
夫ニ法令契約ニヨリテ執行シセラル、モノニシテ結局ハ之
本概式的要素ヲマツテ確定スルナリ、

第五章 財政ノ特長

又、前章ニ説ク所ノ如ク財政ハ、公共職分ノ履行ニ必要ナル経済的
需要、即チ支出経済ト此ノ需要ヲ充足スベキ手段タル收入経済ト
ノ両面ヨリナルモノニシテ、其理論ハ大体ニ於テ普通ノ個人経済
（又ハ私法人経済）ト同ジクモナレドモ他面ニ於テ、

- 一、公共団体ノ組織が強制的公法人ナル下、
- 二、其目的が、主トシテ、特別職分ノ履行ニアリ、
- 三、從ツテ其收入ガ方法が著シク相違スルモノアル下、
- 三、莫ニ於テ其私經濟ト根本ヲ異ニスルカラ財政ハ、私經濟ノ原
則ノミニヨルヲエナイデハ、財政特別ノ原則ヲ有スルナリ、

- 才一、給付ノ物件ヲ異ニスル事
 - 才二、〃ノ方法ヲ〃〃〃
 - 才三、收入原則ヲ〃〃〃
 - 才四、計画ノ方針ヲ〃〃〃
 - 才五、收入ノ程度ヲ〃〃〃
 - 才六、負債ノ性質ヲ〃〃〃
- 以下之ニツイテ述バレル所ヲラン、

才一、給付ノ物件ヲ異ニスル事
 才二、〃ノ方法ヲ〃〃〃
 才三、收入原則ヲ〃〃〃
 才四、計画ノ方針ヲ〃〃〃
 才五、收入ノ程度ヲ〃〃〃
 才六、負債ノ性質ヲ〃〃〃

以下之ニツイテ述バレル所ヲラン、

才一、給付ノ物件ヲ異ニスル事
 才二、〃ノ方法ヲ〃〃〃
 才三、收入原則ヲ〃〃〃
 才四、計画ノ方針ヲ〃〃〃
 才五、收入ノ程度ヲ〃〃〃
 才六、負債ノ性質ヲ〃〃〃

以下之ニツイテ述バレル所ヲラン、

才一、給付ノ物件ヲ異ニスル事
 才二、〃ノ方法ヲ〃〃〃
 才三、收入原則ヲ〃〃〃
 才四、計画ノ方針ヲ〃〃〃
 才五、收入ノ程度ヲ〃〃〃
 才六、負債ノ性質ヲ〃〃〃

財政一四

助長 ト云フが如キハ之ニ最ク、而テ之等公務ノ効果
 八國ヨリ本汎ニシテ國民經濟ヲ、 操、 補スル事甚ダ大ナ
 ルモノアルガ故ニ公共團體ハ之ガ反対給付トシテ相当ノ分
 配ヲ國民經濟ニ要求スルノ理由尙分ナレカ、 一々之レヲ可分
 評価シテ之ニ相当スル他ノ經濟物件ヲ取得スルニ逆シナイ、
 才三、給付ノ方法ヲ異ニスル事

私經濟ニアリテハ自己ノ物件及ビ勞力ヲ他ニ給付スルニ當
 リ相手方ノ意思表示ニ甚ダシキ反対給付ヲ約定スル事ヲ得
 ルモ、 財政ニアリテハ、 公務給付ニ當リ公務ノ性質上何人
 ノ意思表示ヲ條件トスル事能ハザレガ故ニ假リニ其ノ公務
 ガ、 何々評價ノ得ル場合ト雖モ一々反対給付ヲ約定スルガ
 ガ出来ナイ、 若シテ毎ニ反対給付ヲ約定セントスレバ、 其ノ
 必要トスル職分ヲ失行スル事能ハザルニ至ルノ憂アリ、
 例ハバ、 裁判官、 檢察官、 官吏、 義務教育ノ各種ノ検査行

本、警察行爲ノ如キデアル、
収入原則ヲ異ニスルヲ、

私経済ニ於テハ、相互提供ノ原則ニヨリ収入取得スルモノ
ヲ給付ト反對給付トハ爲同ニ相互比較セラレ其ノ種英、數
量及ビ程度等相互ノ折衷ヲ經テ之ヲ事前ニ決定スルモノデ
アル、之ニ反シ財政ニ於テハ事前ニ於テ何セノ公務ニ対シ
評價ヲ行ヒ之ニ相当スル反對給付ヲ約定スルニ速ニナシ、
亦一項ニ速ベタリ、然モ公共團體ハ、此公務ノ爲少カラザ
ル經費ヲ要シ國民經濟ハ之ニヨリ産業上ニ派生ナル利益ヲ
受テ居レルヲ以テ、其ノ相互ニ報償的關係ノ存在スルヲ
知ルニ足ル、茲ニ於テカ、公共團體ハカカル種英ノ經費ハ
関シ之ヲ總括シテ一般の公正ナル方法ヲ以テ劃定方賦
之ニヨリテ報償ヲ得以テ國家ノ收入トシテ經費ニ充當ス
トナルナリ、之ヲ一般報償ノ原則ト稱シ、私經濟ニ於ル

各何の相互提供主義ト異ル所デアル、
但シ國家が私経済ノ如ク自己所有ノ物件ヲ處分シ其收入ヲ
以テ公共一般ノ職分ノ一部分ニ充當スル場合ニテリテハ相
互提供ノ原則ニ支配セラル、事勿論ナリ、
計画ノ方針ニ異ニスル事、

私経済ハ入ルヲ計リテ、出ツルヲ制スルモノナルが、財政
ハ之ニ反シ出ルヲ計リテ入ルヲ定ムモノナリ、
謂フニ、私経済ハ収益ヲ得ンガ爲ニ支出スルモノナルが故
ニ收入ヲ計畫シテ後ニ支出ヲ制スルノ計画ニ出テザルベカ
ラズ、
財政ハ之ニ反シ公共職分ヲ履行セシメタメニ支出ヲナシ此
ノ支出ヲナサンガタメニ、收入ヲ求ムルモノナルが故ニ原
則トシテ先ツ支出ヲ計畫シ、然ル後ニ之ニ対応スベキ財源
ヲ計画セザルベカラズ、但シカクモ一ノ、此原則ヲ有

為ニ履行シタルガ爲ニハ、國家ニ課稅權ノ保護ナカルベカ
ラズ、若シ國家ニ此ノ課稅權ナカリセバ支出ニヨリテ收入
ヲ制スル事能ハザルナリ、然モ課稅ハ課稅ノ原則アリテ無
限ニ之ヲ徵收スルコトニテ、自ラ限度アルガ故ニ結局國家
ノ支出ニ遂ニ收入ニヨリテ制限セラレザルコトエザルニ至ル
ナリ、

第五、

收入ノ程度ヲ異ニスル事、
公債濟ニ於テハ收入ニ制限ナク支出上ニ之ヲ増加セシメ彼
ガ將來ノタメ剩餘ヲ貯蓄スル事ヲ認メザルベカラザルガ財
政ニ於テハ其收入ハ經費ヲ以テ限度トナシ經費ノ積累及程
度ニ從ヒテ自ラ制限セラレ、モノニシテ又制限セザルベカ
ラズ、即チ財政ハ經費以上ニ收入ヲ計ルコトス、換言セバ
剩餘金ヲ余リニ多ク有スル財政ハ當ニ不當ナルノミナラズ
不利ナリ何トナレバ、剩餘金ノ大ナルハ不用ノ資金ヲ國民

第六、

ヨリ徵收シア之ヲ抑止シ一方ニ國民給費ヲ負担スルト今時
ニ他方ニ財政ノ放漫ヲ招来スルノ恐アルガ故ナリ、
負債ノ性質ヲ異ニスル事、
國家ノ隆盛ハ恒久無限ノ物タルベキモノナルガ故ニ、其ノ
施設スル事業ニハ遠大の性質ヲ有スルモノ多シ、例ヘバ
將來ノ大利益ヲ出ズベキ公債支弁ノ大工業ノ如キ之ナリ、
從テ之等ノ大事業ニ關スル計画ハ現在ノ經濟的負担力ニヨ
ルノ外更ニ將來ノ負担力ニ推及シテ先取の之ヲ現在ニ利
用スル必要ヲモ感ズルモノナリ、

第七、

此無期公債ハ、此理由ニヨリテ其存在ヲ認めラレルモノニ
シテ私債ニ待ツ所モノナリ、又元本公債特ニ内國債ハ法
律上國庫ノ負担タル事敢テ私債ト異ル事ナキモ經濟上ニ於
テハ未來ノ收入ヲ依リテ先取スル方法ナルガ故ニムシロ負
債ノ觀念トハ異ナル性質ヲ有スルモノト云ハザルベカラズ

何トナレバ、國家ハ人民出資ニヨリテ公債ノ金ヲ得テ之ヲ
 事業ニ投下シ、而テ後ニ人民ノ納税ニヨリテ之ガ元利ヲ消
 却スルモノナルガ故ニ公債ハ、人民ノ債權タルト同時ニ人
 民ノ負債ナリ、國家ハ其間ニ立チテ貸借ノ媒介ヲナシタル
 ト同様ノ關係ニ立チ何等ノ負債者タル實際ハ、負債アルニ
 アラズ、而レニ私經濟ノ負債ハ、之ニ反シ各自共ニ自己ノ
 他人ニ對スル負債ニシテ、結局 自己ノ資金ニヨリ
 テ他人ノ債權ヲ償還セザレバカラザルモノナルガ故ニ國家
 ノ負債トハ大ニソノ趣ヲ異ニスルモノナリ、

第六章 財政ノ計劃

8. 財政ハ公共團體ノ需要スル資財ヲ計劃的ニ經理スルモノナルガ
 故ニ計劃ナキ財政ハ莫ク財政ニハ非ズ、謂フニ徹々タル一人ノ
 經濟ト莫ク之ニ相當スル計劃ナカルベカラズ、尤ンヤ茲にナル領

財政一圖

域ト多數ノ人民トヲ包攝スル經濟ヲ經理スル公共團體ノ財政ヲニ
 於テ計劃ノ必要ニ於テハ論ヲ待タズ、
 公共團體ハ多數ノ個人經濟、全社經濟ノ包攝スルガ故ニ公共團體
 ノ總括ハ、必ズ一統經濟ノ消長ニ影響ヲ及ボスト同時ニ各個人經濟
 ノ利害ニ係ヲ及ボスモノナリ、之何等公共團體ノ財政ガ力メテ其
 計劃ヲ周到ナラシメザルベカラザル理由ナリ、且ツ夫公共團體ノ
 生命ハ永久ニシテ、其ノ收支ハ永久ニ、ワタル、モノナルガ故ニ
 其ノ財政ハ一時モシタバ、拮据的ナラズシテ先見の且深慮的ナラ
 ガルベカラズ、而テ永久ノ收入ト永久ノ支出トノ成ニハ必ズ健全
 ナル均衡ヲ有スルヲ必要トス、
 若シ長キニ亘ル支出ニ對シ短キ收入ヲ以テ之ニ充當スルノ計劃ト
 ナサンカ其財政ハ必ズ紊亂ヲ免レザルナリ、又ハナル支出ニ對シ
 大ナル收入ヲ計劃セシカ財源ノ使用ガ不經濟トナリ、引ヒテハ民
 カノ枯渴ヲ來スニ至ルベシ、

故ニ公共團體ノ財政ハ、長短大小ノ收支ヲ適宜ニ配置シ財源ノ使用ヲ適當ニナシ、然カモ亦永久約ニ收支ノ均衡ヲ保持スルノ計画ヲ立テザルベカラズ、而テ公共團體ガ發達スルニ從ヒテ其ノ起リ易キ經濟的財源ノ使用ヲ避ケ其ノ利用ヲ適當ニスルノ必要極ク切トナルベシ、

殊ニ現代ノ財政ハ各種ノ大事業ヲ經營シ一時ニ多額ノ資金ヲ使用スル必要多キガ故ニ如何ニシテ其ノ事業ノ結果ト現時ノ負擔トヲ調節スベキカニ関シ先見のニ同列ナル財政計画ヲ必要トスルナリ、

9. 財政計画ニハ

- 一、其目的ハ一彼長期間ノ需要ト財源トヲ連觀シ兩者ヲ適當ニ且以經濟的ニ均衡ヲ保タシムルノ所謂二十年計画、又ハ三十年計画ト称スル長期計画ト以テ、長期計画ヲ執行シ必要ナル各年度ノ短期特別計画トニ種アリ、前者ハ概計ニスガザルガ、後者ハ具體的ノ計画ニシテ、目的ヲ明確ニシ金額ヲ限定シ以

財政一田

夫ノ均衡ヲ調度シ又一面ニハ、經理ノ責任ヲ明カニスルモノナリ、近來各國ノ取ル所ヲ見ルニ、一彼の長期計画ハ少クトモ唯特別的ニ或ル事業ニ関シテ、之ヲ設ケタルモノヲシ、勿論政府部以テ計画トシテハ、一彼のノモノアルベキ答ナリ、而シテ特別短期ノ具體的財政計画ハ、之ヲ以テ計画豫集トイフ、

10. 歲計豫集ハ

- 一、編成上ヨリ區別スレバ、總豫集及ニ類別豫集ノ二種アリ、前者ハ各省ノ豫集ヲ總合セルモノナリ、後者ハ各省ニ類別セルモノニシテ各該豫集ト称ス、
- 二、會計ノ形式ヨリ區別セバ、一級豫集及ニ特別予集ノ二種アリ、前者ハ一級會計ノ豫集ニシテ、後者ハ特別會計ノ予集ナリ、而共(一)ノ總予集ト(二)ノ一級予集トハ、實質ニ於テハ同様ノモノナルガ、總予集ハ各省予集ニ對シテ一級予集ハ特別予

集ニ付スルモノナルヲ故ニ、其ノ觀念ハ因ヨリ同一ナラズ、
即チ一紙ヲ集ト特別豫算トハ、至ニ對等独立ノ概念ニシテ恰
モ本家ト分家トノ關係ノ如ク兩者ノ經濟ハ全ク分家ニシテ居ル
ナリ、

- 三、編成ノ順次ニヨリ區別スレバ、本豫算ト追加予算トノ二種
アリ、前者ハ一般會計及特別會計ニアリ、最初ニ編成シタ
ル予算ノ本體ニシテ、後者ハ前者ノ編成後起リタル緊急必要
ノ場合又ハ、法制費ノ結果經費ノ不足ヲ生ジタル場合ニ編
成スルモノニシテ全別働ナラズ、恰モ本家ト分家トノ關係
ニシテ、即チ本家ナリテ分家ニシテ、其ノ經濟ハ分家ニシ
ルモノナラズ、故ニ追加予算ハ本豫算ノ延長ナリト稱セラル
四、又之ヲ法制上ノ性質ニ依テ區別セバ、又又予算ト行政予算
ノ二種アリ、前者ハ立法機關即チ議會ノ性質ヲ經タル確定予
算ノ一ニシテ、後者ハ此ノ立法予算ノ立法ニ關シテ行政部

調製スル実行予算ナリ

而シテ立法予算ニモ議會ノ議決ヲ經タルモノト然ラザルモノ
トアリ、前者ノ議決予算、後者ヲ施行予算(憲法才七十一條)
ナリ

以上之等予算種類ノ施行的事項ニ關シテハ、財政論ノ部ニ屬
スルヲ以テ茲ニ之ヲ説カス、後章ニ議ラン

第七章 財政学ノ歴史

II. 財政学ノ起源

「アドルフ・ワグネル」ニ従ハハ財政学ノ歴史ハ、其ノ発達ノ理
程ニ依リテ

- 才一、古代及中世(ギリシヤ、ローマ時代ヨリ才十四世紀中葉ニ至ル)
- 才二、過渡時代(才十四世紀ヨリ才十八世紀ニ至ル)
- 才三、近世(才十八世紀中葉ヨリ才十九世紀中葉ニ至ル)

才田 最近世(才十九世紀中葉ヨリ現今ニ至ル)

ノ四期ニ分テ記述サレヲオル

古代ギリシヤ、ローマニ於テ財政ハ固ヨリ名君賢相ノ重キヲオイ
タリテアルカ、財政ヲ學術的ニ論述セルモノナシ。只哲學論、政治
論中散見スルニスギザリキ。即チ財政ニ關スル問題ヲ科學的ニ論
ジ始メルハ、漸ク(才十六世紀)以後、漸ニ獨ニ而ニ純然タル科
學トシテ、之ヲ研究スルニ至リシハ、更ニ下リテ(才十八世紀)
殊ニ其後半ニ至ルニ至ル諸學者ノ功ニ優チカレバカラス。則チ真
ノ財政學實ハ(才二) 近世時代ニ始ルトスフベキナリ。

公 近世時代ノ官公財政學

(才一) 近世時代ニ入り(才十五世紀)ノ初段ニ於テ政治上ニハ
君主國(Patrimonial Absolutism) 對峙消滅シ
專政君主國成立シ、經濟上ニハ自然經濟ヨリ貨幣經濟ニ推移シタ
リ、テ財政ニ、其ノ賦化ヲ更ケテ保護政策ノ財政制度等ノ重章主

義(Monarchism)ノ制度ノ生ムニ至リ、當時

國家學ノ泰斗トシテ、初メテ財政ノ原理的研究ヲ試ミタ者ニ、

Jean Bodin (1530—1596) ヲ

アツタ、

彼ハ財政(Les Finances de la Republique

)ヲ以テ國家ノ神經ナリト道破シ、國家ノ概念、國家收入、租稅

及ビ公債等ニツイテ論述シ、又當時ノ通貨學ヲ以テ朝廷ノ經費、

悉貨鑄造、費官等ヲ痛烈ニ攻撃セリ、故ノ思想ハ當時尙之逸歩セ

ルモノナリシカバ、直チニ歐洲文明國ニ傳播シタノデアアル、

財政上ニ重商主義ノ行ハル、ニ依リ、消費稅、財產稅等次々ニ發

達セルガ、學者ノ議論ハ必ズシモ一致セザリキ、即チ消費論者ト

シテ英人 J. Dobbie 等、財產論者トシテ今ジク Locke

アリ、(才十七世紀)於テ、英、蘭、独ノ學者同ニ消費稅對財產

稅(直接稅)ノ論争盛ナリキ、

(オナセ七五紀)ノ後半ニ於テ^後独魁ニ官房学 (Faminalwissenschaft)ナルモノヲ起レリ。之即チ独魁ノ皇朝主義トイフベキモノナリ。此ノ学概ノ主トスル所ハ、富国强兵ノ策ヲ講ビシガタム。法律、経済、財政ノ智識ヲ有スル善良ナル養民官ヲ養成スルニアリキ。故ニ人之ヲ呼ビテ君主の養成ノ学ナリト称セリ。然ニ其法律、行政ニ関スル学ハ之ヨリ分岐シ、同階ニ官有地、特权收入ノミナラズ廣ク経済、財政ノ問題ヲモテ及スルヲトナレリ。

於此テ財政学ハ稍々系統的ニ講究セラレ、官有財產、特权收入、租税、公債等ヲ學術的ニ解説スルニ至レリ。而シ此ノ学概ノ主眼トスル所ハ君主ノ富強ヲ計ルヘリシカバ、財政学上議論ノ根據ハ私經濟的理論ノ範圍ヲ脱セザリキ。故ニ此ノ時代ノ官房学ヲ苗派官房学トスフノゲアル。而シテ此苗派官房学ヲ代表スルモノハ *Lehrbuch der Finanzwissenschaft* (1886)

財政一四

1886)ニシテ、其著ハ^後独逸ノ王侯國)ハ、^前之モ其人ノ、
(*Der Staat und die Steuer*) 歡迎ヲ受

ケ、爾後一五紀間財政上ノ歴史ナリキ。
(第十八五紀)ニ至リ独逸ニ於テ新君主學制ニ表シ新學ニ至ルモ、其ノ財政学ニモ亦若シキ影響ヲ及ヘテリ。人ニテヨシテ、新教官房学ト称ス。其ノ学概ノ根據ハ苗派トシテ、^前之ク皇朝主義ト絶対君主學制主義ニ出界スルモ、又苗派ト異ル莫クハ苗派が財政ノ目的ヲ又管ニ君主ノ收入ヲ増加セシムルニアリトナシ、^今々富強ヲ増加スルノ必要ヲ論ズル事アルモ、之レムシロ手做ニシテ目的ヲナカシタガ、新派ハ財政ト富強トハ森ルベカラザルヲ有スルモノトシ君主ノ收入ヲ増加スルニ急ニテ富強ニ影響スレテ願ミザルハ^前チナリト論ズルナリ、而テ若派が租税ヲ以テ非常手做トナシニ反シ、新派ハ租税ノ必要ヲ認め、財政ノ中心ハ租税ニ在スルト迄論ズルニ至レリ。

此ニ於テ、自由主義又ハ自然主義ノ萌芽ヲ含ジタルナリ、此ノ学
派ヲ代表スル学者トシテ概シニ *John Deimich*

gotthof von Justi (1702—1771) ナリ。

英國ニ *Joseph von Sonnenfelds* (1733

—1807) ナリ。

13. 近世前紀ノ重農学派

(第十八世紀)ノ後半ハ重商主義ノ独逸官房財政学ガ、君主專制
政治ノ凋落ト共ニ衰微ニ趨キ之ニ代リテ、仏國ニ於ケル重農学派
(*Physiocrate*)ノ唱導スル重農主義ガ一世ヲ凡庸ス

ル時代ナリキ。蓋シ此ノ学派ハ近世時代各國ヲ支配シタル重商主
義及ビ專制主義ニ反抗シテ起リシ所ノ仏國ノ「ソール」等ノ自然法
説、自由主義ノ萌芽ニ淵源シ。

(1) 重商主義ニ対シ重農主義ヲ説キ、

(2) 専制主義ニ対シ自由主義ヲ説キ、

(3) 政府干渉主義ニ対シ、自由放任主義ヲ唱へ、

(4) 不統一紊亂セル租税制度ニ対シ徹底的ナル單一説ヲ主張セリ、
而テ國家ノ租税ヲ單一ナル地租ニ限ル結果勢ニ收入ノ減少ヲ来シ
政費ノ不足ヲ生ズルヲ以テ國家政務ノ範圍ヲ極度ニ縮小スルヲ
唱導セリ

重農学派ノ財政学ニ着シキ影響ヲ與ヘシモノハ、仏國ノ「モンテ
スキユ」ナリ、彼ハ其ノ名著「法律ノ精神」(*Esprit des lois*)

ニ於テ租税ノ觀念ヲ述ベ、租税ハ各自ガ其ノ財産ノ一
部ヲ提供シテ他ノ部分ノ共用ヲ保障スル保障料ナリト説キ所謂租
税保險説ヲ唱出シ、又人頭税ハ專制國民ニ過シ消費税ハ自由國民
ニ過スト論ジテ大ニ當時ノ財政論及ビ立法論ニ影響ヲ及ボセリ、

重農学派ノ先驅者トシテ有名ナルハ、「ウォーバン」及ビ「ボリギユ
ベール」ノ二人ナリ、彼等ハ略々全時代ノ人ニシテ、當時ノ課税法
及ビ其ノ効果ヲ批評シ、且ツ之ガ改革案ヲ論及シ以テ租税制度ノ

学理ヲ阐明セリ、即チ和ハレハ君主十分ノ一稅論ヲ著シ以テ租稅論ニ一新紀元ヲ劃シ而テギムベシハハ瓜國タイニス遊ヲノ統ヘテ論セリ。

三二

重農學派ノ議論ハ「ネ」ニ依リ樹立サレタリ、彼ハ五い十六世紀ノ侍臣職ニアリシガ小農ノ家ニ人トナリシ經歷ニヨリ、ツブサニ當時瓜國ノ租稅制度ノ亂雜不統一ニシテ農民ニ對シ誅求ヲ事トスル事虞ヲ目撃セリ、稍々長ズルニ及ビ物理学ヲ修メ、天地間動スベカラザル自然ノ法則アルヲ知リ當時在テ風靡シタル自然法說ノ哲學ニ共鳴シ經濟、財政ノ學說ヲ之ニヨリ律メントシタノテ彼名若單一稅論ハ、其ノ財政論ノ骨子ナリ、
重農學派ハ瓜國ニ起リ瓜國ニ榮エシモノナルガ、英米獨等ニモ著シキ影響ヲ与ヘタリ、特ニ歐西ニ於テハ、十九世紀ノ始ニ於テ重農主義ノ財政論ヲナス學者少カラズ、

財政一四

14
近在紀後ノ正統學派

第十九世紀ノ前半期ハ瓜國ノ重農學派衰ヘテ英國ノ正統學派

(Orthodox School)ノ財政學ニ覇ヲ執

スルノ時代ナリキ、蓋シ重農學派ノ唱導シタル學說ハ銳利ナル理論ヲ以テ財政學ヲ組織的ニ研究シタルノ切ハ成ヌベカリトスレモ他方ヨリ之ヲ見レバ、其學說ハ餘リニ極端ニ走り又余リニ理論ニ囚レタル等ヲ免レザリキ、

正統學派ハ其思想ノ根本ニ於テ「ル」ソ「」モンテヌキユ「」カ「」止、ノ政治哲學、國家哲學等重農學派ト同ジ流ヲ成ムモノナルガ、瓜人ノ理論ニ偏スル欠点ヲ避ケテ、理論ト實際トノ調和ニ勉メタル貞英人ノ穩健ナル頭腦ノ作用ト云フベキナリ、

又稅學派ノ先驅者ハ「」エ「」ニシテ、彼ハ歴又家ナリシガ、經濟財政ノ學理ニモ獨創ノ見ヲ有シ、ヒュームノ先導トシテ彼ノ著書國論ノ系ヲナセリト稱セラレテオレ、

三三

正統學派ノ鼻祖「ミリス」(Adam Smith) — Wealth of Nations)

其ノ第一章ハ經濟論ニシテ、第二章ハ收入論、第三章ハ公債論ナリ。「リケネル」ノ評セル如ク、自政論ハ、ソノ經濟論ト公債論ト草紙ノ見、私創ノ論アレニホザルモ、豐富ナル材料ヲ巧ニ採列シ之ニ對シ巧妙ニシテ、理辨シ易キ學理的説明ヲホベ以テ學理ト實際トヲ適宜ニ結合セシメタルハ其ノ長所トスル所ナリ、則チ彼ノ死後約百年間ノ自政論ハ、彼ヲ宗トスルノ概ナリキ、彼ノ唱テシタル學說ハ今尚財政問題解決ノ基礎トナレルモノ少カラズ、就中租税ノ四原則、即チ「ハ」ニ著明ナルモノナリ、即チ茲ノ如シ。

- 第一、臣民ハ其ノ負担力即チ國ノ保護ニヨリテ及ル所ノ收入ニ依リテ其ノ負擔ヲ分担スベキナリ、即チ負担ハ公平ナルベキナリ。
- 第二、租税ハ賦定ノモノタルベキナリ、即チ其ノ税額ノ多寡租税ノ

財政一四

謝曰、殊難事ノ明瞭ナルベキナリ。

- 第三、課税ハ可徴税者ニ賦利ナル時機及ビ方法ニヨル事。
- 第四、徴税費ハナルバク少額ナルベキ事、又税制ニ就テハ重農學派ノ第一稅論ヲ排シテ直接税又比間接税ノ一政編成ヲ主張シ、公債ニツイテハ、當時ノ多數學者ト公認シテ稍々反對ノ態度ヲトリ政州各國政府ノ懐中ニ之を乞フ増進スルニ力メタルナリ。

ミリス以後ニ於テ正統學派ノ學者トシテ續出シタルモノハ、*David Ricardo* (1772—1823) 及び *John Stuart Mill* (1806—1873) ナリ。
Ricardo ハ其ノ著「經濟學原論及租稅論」ニ於テ財政問題ヲ論ジ時ニ租税ノ經濟上ニ及ボス影響ニ對テ研究ヲ試ミ、租稅轉嫁論ニ先鞭ヲツケタリ。
Mill (Smith) ノ足ラザル所ヲ補ヒ且ツ日新ハ學理ヲ加味シテ正統學派ヲ大成セリ。

其ノ著「経済学原論」(編政府ノ影響) *Influence of Government*)ニ於テ財政ヲ論ビテ居ル。則チ
第一章租税論、第二章直接税論、第三章消費税、即ち間接税論、
第四章直接税間接税比較論、第五章 国債論、第六章 課税ノ原理
ニ基ケル政府ノ干渉ヲ説イテオレ。

15. 最近世ニ於ル財政学ノ独立發達

第十九世紀ノ後半以來現今ニ至ルマデテ財政学ノ独立發達ヲナ
シタル時代トス。蓋シ正統学成ノ財政論、其ノ経済論ト共ニ歐
英國ノミナラズ、仏、独、其他ノ文明國ノ学界ヲ風靡シタリテ
アルガ、其ノ論理ノ根本觀念ハ経済自由主義ニアリテ産業ニ對ス
ル政府ノ干渉ヲ排斥シ、國家ノ職分ヲ臣民ノ生命財產ヲ保護スル
保護スル程度ニ制限セントスルノ旨ヲ示シテ國家ノ政見ニ
關スル財政ニ國民經濟ノ一部トシテ之ヲ論ズルニ至リ而テ學ヲ

経済学ヨリ分離似ムセシムルニ至ラザリキ

然ルハ第十八世紀後半ニ於ル産業革命ニヨリ總て自由主義及機械
其他製造技術發達ノ結果トシテ資本主義ノ起リ資本主義階級
ハ、資本主義上優越アル地位ヲ占ムルノミナラズ國民經濟ノ經營
及國家政治ノ運用ヲ支配シ地方國民ノ多數ヲ占ムル勞働者ハ、機
械ノ活用ニヨリ其ノ職ヲ失ヒ貧富ノ懸隔ヲシテ益々甚ダシカラシ
メントスルニ至リ其故蹟ハ、第十九世紀ニ入りテ愈々顯著トナレ

於此ヲ起リシモノハ、社会主義ナリ。而シテト同時ニナリ
ナリ而シテ國家主義ガ政治ノ政治家又ビ學者ノ思想ヲ支配スル
ニ至リシノデアルガ、此國家主義ハ救世ノ官房學ノ思想ト共鳴ス
ル莫キカリシカバ、國家學ニ關スル研究ハ先ヅ歐西ニ於テ大ニ進
歩セリ而テ國家學ニ於テ國家ノ職分ヲ從來ヨリテ或ク或ク解散ス
ルニ至リ財政学ハ益々其重要ノ度ヲ加フルニ至レリ。

是ツテ財政学ノ研究ガ概ニ於テ牽連シタルニ本当然ノ事ナリ、
 而テ世界主義ノ主張ハ概ニ人ニヨリテ強弱ノ様式セラレ且本國
 家主義ノ思想ト結合シテ、國家主義ニ對シテノ條ハラレ、一ト
 ナレリ、即チ國家主義ニ對シテ個人主義ニ對シテ國民經濟ニ
 對シテ殊ヘ自由放任主義ニ對シテ國家干渉主義ヲトルモノナルヲ
 以テ國家ノ職分ハ、重要且複雜トナリ國家ノ財政ニ本從テ重キヲ
 オフニ至レリ、此ノ見地ニヨリ最近ニ於テ財政学ヲ論及シ以テ
 財政学ヲ經濟学ヨリ孤立セシメンモノハ大ニマダモナク概ニ學者
 ナリキ、即チ財政学ハ何マニ強クシ更ニ新ナル發展ヲ遂ゲシナリ
 故ニ人々之ヲ皆ガ概ニ進歩ノ財政学トイフ、

概ニ新派ノ財政学ハ各國ノ財政ニ關スル豐富ナル歴史及行政
 政治ノ財政参考書ニヨリ致シ及行政上ノ研究ニヨリ實際上ノ
 財政問題ニ關スル政治的及行政的理論ノ進歩ヲトゲタリ、其ノ
 國家觀念ハ、「カント」派ノ消極主義ニ代ルニ有識的及歴史的國家

財政 一回

論ヲトシ、國家ハ經濟學派ノモノカ如ク不ノ事ナル外初メハ概
 一、政治的ニシテ非ズ、人類ノ社會生活ニ關シテハカクテモ條件
 ノレ最高價ニシテ且ツテ又ノ產物トナリト論テシナリ、
 此ニ於テ、從來定度ナリシ國家ノ觀念ハ充實セラレ國家ハ單ニ私
 利所護ヲ行フ外更ニ文教及幸福ノ助長ニテシテ且ツテ職分ヲ有
 ストナシ、ソノ職分ヲ當リテハ國家ノ行動トシテ一是ノ限界ヲ所
 スヘカクテストイフニ至リシナリ、

即チ財政学ヲ國家學ノ一節ト見テ國家生活ノ各種問題ニテ釋シテ
 解釋スヘシトナスカ故ニソノ理論ハ單ニ經濟學理ノ進歩ノミニ止
 マナス

他ノ國政學、倫理學、社會學ヲ應用シ、財政學獨特ノ理論ヲ構成
 シ、ソノ實際的方面ニ於テハ國家社會主義ノ實際ヲシテ社會政策的
 施設ヲ見ルニ至レリ、

コレコノ時代ヲ國家學の社會政策的時代ト稱スラレル所以ナリ、

一八、第一九世紀の財政學の概観

概観ノ官房財政學ハ第一八世紀ニ及リ佛國發展學派ノ影響ヲ受ケテソノ第一九世紀ニ及リ英國正黨派學派ノ感化ヲ受テ自由思想ノ學識ヲ切味スルニ及リタレトモ昔國家ノ目的カ人民ノ生命財產ノ保護ニシテ幸福ヲ増進スルニアルヲ以テ説クモノ多キナリ而シテ財政ヲ以テ經濟學ノ一部トシテ論シタレトモ國家學ノ研究ニ進歩シ國家ノ目的高揚セラレルニ及ビ財政學ハ國家ノ目的ヲ達スルノ手段トシテ收入支出ヲ以テスルモノトシテ依レテ原理原則ヲ政研スルモノトシテ之ヲ以テ財政學トシテ分義シテ研究ノ一學科トシテ之ノ範圍ヲ得タリ

而シテ第一九世紀ニ於ケレバ財政學ノ發達ハ通常セテ三期ニ分ケテ第一期ハ第一九世紀ノ初ノ三十年間ニシテ正黨學派ノ影響ノ受ケテ個人主義主義ガ勢力ヲ有シタル時代ナリ

財政 一四

コノ時代ノ學有トシテ最モ著シクタルハ *Laloy* (ロット) *Muller* *Bluntschli* (イレンシュリー) *Jacobi* (ジャコブ) 等ナリ

英シセテ學有ハ財政學ノ發達ニ苦心シタル人ハムシテイロカラハ概シテ準備時代トスルナリ

第二期ハ次ノ三〇年間即チ一八七〇年頃ニ至リテ財政學ノ建設者 *Karl Heinrich Rau* (一七九二—一八七〇) ナリ

イ以テ代表セラルル時代ナリ 而シテ *Rau* 以外ニ有名ナルハ *Von Schönlank* (ダムフンバウハ) *Roscher* (ロシホル) (一八一七—一八九六) *Hoffmann* 等ナリ

コノ時代ニ於テ財政學ハ完全ニ發達シ 租稅ニテスト研究大ニ進歩シタル故ニモテ財政學概シテ時代トスルナリ

第三期ハ一八七〇年以後ノ三〇年間ニシテ國家主義ハ思想ト相結合シテ新學ニ影響シテ財政學ハ根本ノ如ク財政學史ノ研究ノミヲ以テ足レトセズ 更ニ深ク至リテ夫レハ社會學及ビ國家學の

論及人ルニ至リ新政策ノ公布ハ大ニ振張セラレタリ
 コノ間ハ輩出シタル學者ノ名トシテハ *Severing von*
Stein (1815-1890) *Hoff Wagner* (1833
 -1917) ノハ大衆ヲ始トシ *Schaffle* *Reumann*;
Yoske 等ナリ 最近ノ學者トシテハ *Chon*; *Behberg*;
Kesche; *Conrad* 等ノ諸學者業ニ著名ナリ
 一七 欧州大戦以後ノ新傾向

第二。吾邦ハ入りテヨリ 欧州大戦ハ莫クイテノ財政學ハ前時
 代ニ引リ以テ發展進歩シタルニモ大體ハ然ナリ スタイン ヲ以テ
 以テ大衆ノ能得ヲ超ス
 又地方財政ノ研究ガ發展セル中ハ特ニ其スヘキコト板ナリ
 八九四年七月ヲ以テ勃興シタル欧州大戦中ハ時定メテテ世界
 戦争ナリケレバ故國ノ財政及ヒ財政學ノ思潮ハ多大ノ影響ヲ與ヘ
 ルコトハ疑ハクカラレズナリ

財政 一四

即チ欧州大戦國ノ英佛ノ如ク自由主義ノ國スラ戦争開始ト同時ニ
 アテニ其ノ財政手段ヲ以テ戦費ノ調達戰爭ノ遂行ヲ企圖トシ戦時財
 政至清政策トシテ重ク負担ヲ取付シタルノミナラズ 従来學者
 ノ業ニ批難セル金換ノ停止 紙幣ノ濫發 公債ノ増發等ニ關シテ
 明瞭ニ其ノ之ヲ実行シ給フト意ニ解セシムルモノ 如ク 戦争遂行
 ノタメニハ至費ノ多額ヲ問ハルノ概アリキ 又稅租ハワイテハ
 各國ヲ通シテ財政稅ノ負担ノ重課シ以テ富豪及ヒ資本家ノ戰費負
 担ヲ重クシシメタルニ抱テテ労働者及多數國民ノ負担ヲレヘテ増
 費稅ニツイテハ時局政策ニヨリ之ヲ減セサルマデニ增長スルコ
 ト極メテ稀ナリキ 概シテ戰費ノ負担ヲ以テ支策スルハアラスニ
 其信目ノ振張即チ公債ノ發行又ハ紙幣ノ増發ニヨリテ方針ノ傾向
 ナリ 而シテ大戦中平ノラスル文明ノ學術ヲテ用シテ慎重點檢ナ
 レ戦間行為ヲ執行シタル結果 ヲハ人道主義 平和主義ノ叫ビ
 トナリ休戦後ニ於テハ特ニソノ著シキヲ見セリ

而シテ戰時中ニ行ヒテ經濟ノ財政及新政策ハ除ヘニ平時狀態ニ復
シツ、アリトハイハ容易ニ廢止シ得ルモノ多クアリ、
更ニ又戰時中ニ設ケ、而軍閥政府ハ社會黨ノ革命ニヨリ倒壞シ
テ能クシテ社會主義的國家トナリ、ソノ他、諸國ト共ニ社會主義
ノ主張、形勢トシテ浸潤シ来リシ故、政府ニ對シテ社會政策的財政
施設ヲ實行セヨルヘカヨル事トナリ、財政上ニ於テ國家ノ施設及管
スル事ハ多ク變々多クカラントスルノ形勢トナリテ居ル、
加フルニゴノ大戰ノ結果ハ國際聯盟トシテ一ヲ首シテカチ今何財
政事項ニシテ國際的ニ調停シヌハ國際聯盟ニ依リテ支配セヨル
モノ多クカラントスル傾向アリ、
果シテ然ラハ今后財政學ノ新又分野ハコノ方面ニ至ツテ開拓セヨ
ルルヲラント思フ、

第三編 經費論

第一章 經費總論

第一節 國家ノ職分

十八、 國家ハ其ノ職分ヨリ遂行セシムガ爲メニ、資財及ヒ勞力ヲ需要ス
ルモノナルコト前編ニ述ベタルガ如シ、
茲ニ於テ先ツ問題トナルモノハ、第一國家トハ何ゾヤ、第二、
國家ノ目的如何ト云フコトデアル、之ハ財政學ニハ直接關係ナ
キ事ナレドモ、經費論ノ前提トシテ、其ノ梗概ヲ述ブルコトト
ス、

最近國法学ノ教フル所ニ依レバ、國家ノ觀念ハ、之レヲ社會的
現象トシテ、 *State* スレバ、
一、一定ノ土地ニ定着シ、

二、独立個有ノ权力即チ統治權ニ依リテ結合セラル
 三、共同生活ノ目的ヲ有スル人民ノ團體ナリトスルヲ帰スルナリ
 即チ土地人民及ビ統治權ノ三者ハ、國家ノ實在ニ成ク可ラザル
 要素ナリ、而シテ土地、即チ領土ノ成狭スハ人民ノ多少ハ國家
 ノ要素トシテ尚フ所ニハアラザレドモ、統治權ニ至テハ種々ノ
 要件ヲ具備セザルベカラズ、
 今其ノ重ナルモノヲ挙グレバ
 一、内ニ對シテハ命令シ強制シ得ルノ权力タルコト、
 二、外ニ對シテハ独立且ツ個有ノ权力タルコト
 三、一徹的ニシテ不可分ナル权力タルコト
 等ナリ、
 故ニ之等ノ要件ヲ具備セザル权力ハ、統治權ニ非ズ、縱ッテ國
 家ヲ構成スルノ要素ヲ成クモノナリ、而シテ財政上最モ重要ナ
 ル國家ノ課稅權ハ此ノ統治權ニ淵源スルモノナラズ、其ノ他

財政學ニ四

財政立法ニ其ノ統治權ノ發動ニマツコト少ナカラズ、

十九、國家ノ目的ニ關シテハ國家ノ觀念ニ關連シテ、古來ヨリ學者ノ
 論ナル所ニマナリシガ、最近ノ學說ニヨレバ、國家ノ目的ニハ
 一、國家（領土及ビ人民）自在ノ目的トス、
 二、國家（領土及ビ人民）發達ノ目的トガアル、
 國家自在ノ目的トハ、國家が自立シ生存スルコトヲ、國家發達
 ノ目的トハ、國家が以自正自存スルノミナラズ、更ニ發展進歩
 スルコトヲアル、
 學者或ヒハ國家ニ目的ナシト説クモノアレドモ殆ク又國家ノ行
 為ヲ否定セザル以上國家ニ目的ノ存スルコトヲ疑フノ余地ナシ
 ニ。國家ハ以上ノ二大目的ヲ有スルが故ニ其ノ履行ス可キ職分モ亦
 之レニヨリテ自然ニ定マルモノナラズ、

一、即ち第一國家自在ノ目的ヲ達スル爲メニハ、

人、外ニ對シテ、他國ノ侮リヲ防ズ、敵國ノ侵略ニ備ヘホバナラ
ス、又又ニ對シテハ、社会ノ安寧ヲ保持シ、人民ノ治安ヲ維持
シ以テ内亂ノ發生ヲ防ズホバナラス、凡テ之等ヲ總括シテ
國家ノ保安職分ト云フベシ、ソノ最モ顯著ナル政務ハ、國防
及ヒ警察ナリ、次ニ、

2、外國トノ國家ヲ維持シ以テ國家ノ秩序ヲ保持シ國家ト人民間
及ビ人民相互間ノ權利義務ノ關係ヲ処理スルタメニハ、法律
制度ヲ布カホバナラス、之レヲ國家ノ立法職分ト云フ可シ、
國際條約及ビ國內ニ於ケル内務司法ノ立法ハ之レニ屬ス、國
家營運ノ目的ヲ達スルニハ、

3、個人及ビ全國民ノ物質的富達ヲナサシメン爲メニ、産業及ビ
經濟的施設ヲ行ハホバナラス、之レヲ國家ノ經濟職分ト云フ
可ク、農商務、火藏、通信及ビ鐵道ノ如キ産業的政務ハ之レデ

ナル

4、更ニ個人及ビ全國民ノ精神の富達ヲナサシメンガタメニ、教
育ヲ盛ニシ、學藝美術ヲ奨励シ以テ國民ノ文化ヲ發達セシメ
ホバナラス、之ヲ國家ノ文化職分ト云フ可ク、教育宗教美術ニ
關スル政務ハ之レニ託スルモノトス、

以上ノ如ク國家ノ職分ハ、其ノ目的ノ爲メニ種々ニ細分シ
得ラルケレ共、彼レト是レトハ固ヨリ截然タル区劃ヲナシ得ザ
ルモノアリ、即チ、

1、保安職分ハ

2、立法職分ト交錯シ

3、經濟職分ハ

4、文化職分ヲ

待テ始メテ其ノ全キヲ得ルガ如キ例ニ乏シクナイカラ、根本ニ
於テハ、國家自存發達ヲ目標トシテ天々其ノ職分ヲツクスニ外

ナラヌナリ、

五〇

二、以上説ク所ニ依リ國家ノ目的及ビ之レニ伴フ職分ハ明白ニナツ
タト信ズルガ、國家職分ノ範圍及ビ國家行動ノ程度及ビ分量ニ
就テハ更ニ講究ヲ要スル問題ナリ、

之レヲ文明國ノ正史ニ徴スルニ、國家系連ノ最モ幼稚ナル時代
ニ於テハ、保安職分最モ多ク發動シ、國家ヲ武力ニ於テノミ存
在スル觀アリ、第十七世紀ノ君主專制時代ガ即チ之ナリ、
次テ來レルハ、立法職分ノ時代ナシテ、國家及ビ人民ノ權利義
務ハ法律ヲ以テ規定セラレ、國家ハ茲リニ人民ノ行動ニ干渉ス
ルコトナカラシメテ、第十八世紀ハ之ナリ、
然レ共、國防充實シ立法整理シテモ、國家ハ尚ホ満足スルコトヲ
得ズ、茲ニ於テ國家ハ發展ノ目的ノ爲メニ經濟及ビ文化ノ兩職
ヲ必要トスルニ至レリ、第十九世紀ノ國家ガ即チ之レナリ、

而シテ今ヤ文明國ハ此ノ經濟職分ノ履行、文化職分ノ遂行ニ全
力ヲ注グ居ルト云フト同ジニ、保安職分及ビ立法職分ヲ忽セニ
スルモノデナイ、抑々又各職ノ國家職務ハ其本質ニ於テ絶対的
ニ國家ノ職分トシテ履行ス可キモノト私人事業トノ關係上相對
的ニ施設ス可キモノトアリ、今之レヲ列挙スレバ左ノ如ク、

- 一、絶対的ニ國家ノ善政スベキ政務、
- 二、國體ノ維持（憲法關係事項）
- 三、條約及ビ戰宣措（外交事項）
- 四、國防、
- 五、裁判及ビ警察
- 六、相對的ニ國家ノ施設スベキ政務、及ビ國民
- 一、經濟政務（殖産交通金融労働ニ關スル事項）
- 二、文化政務（教育宗教衛生救貧ニ關スル事項）
- 三、絶対的政務ニツイテハ、多ク云フノ余地ナシトハ更ニ相對的政

務ニ関シテハ、實際問題トシテ、其ノ程度及ビソノ分量ニ於テ
慎重ノ考慮ヲ要スルモノアリ、而シテ社会ノ進歩ニ伴ヒ国家ノ政
務ハ、絶対的ニモ相對的ニモ益々廣汎トナリ、愈々繁雜トナル
モノデアルカラ財政需ニ亦益々増大膨脹スルノ趨勢ヲ述ケルモノ
ト知ラズバテラス

第二章 経済ノ意義

二二 経済トハ、國家又ハ地方團體が其ノ職分ヲ遂行スルニ必要トス
ル物件(資財及ビ勞力)ヲ貨幣ニテ表示シタルモノナリ、勿論
國家又ハ地方團體ハ其ノ需要スル物件ヲ自ら生産スルコトアリ
又豫制ノ方法ニヨリ人民ヨリ徵收スルコトアリ得レドモ、貨幣
經濟ノ行ハル、今日ニ於テハ、斯ル場合ニ於テモ現品納付ノ義
務ハ実物ノ價格ニ相当スル通貨ヲ以テ納付セシムルヲ指トス、
又自カラ物資ヲ生産スル場合ニ於テモ勞クハ之ヲ販賣シテ貨幣

ヲ收入シ又ハ貨幣ニ換算シテ、貨幣ノ收入トシテ整理スルモノ
トレバ、公共団体ノ経済的需ニ貨幣ニ表示セラルモノナ
シトモ差支ナシ、更ニ勞務ノ需要ハ如何ナルモノカトスフニ
大部分ハ、有給ノ方法ニヨリ官吏、員賃トシテ採用シ其ノ反対
給付(俸給)ヲ通貨ヲ以テ支給セラル、モノナリ、
其ノ他公共名譽賞、獎勵金、如キ勞務使用ノ場合ニ於テモ公共
団体ハ之レニ肉連シタル支出ヲ要スル場合カ多イ、ゾアル、モ
之共レ一概ノ場合ニ於テ実物使用ノ大即ハ皆通貨ノ支ニ依ル購
買ノ方法ヲ以テ支給セラル、事古ヲ俟タス、
要スルニ公共団体ノ経済的 Demand ト云フモノハ
物、 Demand 勞務、 Demand 三結局
ハ通貨需要トスフ事ニ帰スルナリ

二三 公共団体ニハ以上ノ外特種ノ貨幣(Demand)ノ類

ハヘキモノアリ、例ハ公債、利子、準備金、積立金及ヒ各種補助費ノ如キ之レナリ、其ノ或レモノハ実物又ハ勞務ノ *Factor* *of production* ニ包含セララル、モノカナキニミエテサシモ、*Factor of production* = 包含セララル、*Demand* = 蓋ニスニテ單ニ貨幣ノ支出ヲ約スルニ止リタルモノナクナリ、故ニ之レ等ノ支出ハ特種ノ貨幣 *Demand* ト稱シテ普通ノ貨幣ト区別スルニ適當ナリト信ス、*Demand* = 蓋ニスニテ單ニ貨幣タルコトヲ証スル一面ノ理由ナリ、

第三節 経費ノ原則

二四、経費ノ原則トハ国家ガ其ノ公共職分ヲ履行スル為ニ経費ヲ計画シ及ビ之レヲ支出スルニ當リ守ルヘキ原理規則ヲ云フナリ、蓋シ国家ノ行為ハ、政治的ナルアリ、文化的ナルアリ、財政経済的ナル事アリト云、其ノ何レノ場合ニ於テモ経費ヲ伴フコト

財政学二四

以テ、此ノ経費が正統ナル下ニ計画セラレ得初ナル方法ヲ以テ支出セラル、ヤ否ヤハ国家ノ目的ヲ達成スル上ニ、大ナル関係ヲ有セザルヲ得ズ、之故ニ国家 *Demand* ノ出發点タル経費論ニ於テ其ノ依ル可キ原則ヲ提示スル所以ナリ、

第一、最少ノ経費ヲ以テ最大ノ効果ヲ收ムルコト、嘗テ *Principle*

ハ国家ノ経費ヲ以テ不生産的ナリトシ全ク富ノ消費ニ終ルモノト論ジタルガ、独乙新派ノ財政学者ハ、之レニ反シテ国家ノ経費ハ、国民ノ富ヲ生産スルニ必要ナル生産費ノ一部ナリト説ケリ、国家ノ経費ヲ以テ富ノ消費ト見做スハ、極端ニ失スルガ、サリトテ之ヲ富ノ生産ナリト説クニ肯定シ難シ、

国家ノ経費ノ悉クが富ヲ生産スルノデアルナレバ、国家ノ経費ハ多ク益々ナル可キハズデ、国家ハ経費ニツイテハ、

尚亦私経済的ノ原則ヲ適用シテ、消費ヲ避ケ節約ヲ主トセ
ザルベカラズ、即チ或ル可ク経費少クシテ、或ルベク大キ
ク効果ヲ收ムルコトヲ努メザルベカラズ、

第二

経費膨脹ニヨリテ、国民固有財政ヲ傷害セザルコト、財産ノ
私有ヲ認メザル共產主義國家ハ楮ヲ置キ、私有財産制度ヲ
根本トセル現在ノ國家組織ニ於テハ、國家ノ経費ニハ一定
ノ限度ナカル可カラズ、

即チ其ノ経費ヲ支弁スル為ニ国民ヨリ徴收スル租税及ビ
資本ハ國民が其ノ私有財産ヨリ出ズル新ナル富及ビ新ナル
資本ヲ超過ス可ラズト云フ事が必要ナル分界矣ナリ、モシ
國家ノ経費が此ノ分界矣ヲ超越シテ國民固有ノ富及ビ資本
ヲ侵蝕スルニ至ルトキハ、國民ハ遂ニ國家ノ重税及ビ迫ニ耐
ヘズシテ疲弊スルニ至リ、從ツテ國家ノ衰微ヲ招クナリ、

故ニ國家経費ノ膨脹ハ國家ノ發展文化ノ進歩ニ伴ヒテ可
カラザル趨勢ナリト云ヘズシテ國民固有財産ヲ傷害セザル
可カラバト云フコト肝要ナリ、

第三

経費ノ分配ハ國狀及ビ文化ノ程度ニ從ヒ公平ナラシムルコ
ト、経費ノ分配ニ就テハニツノ方面アリ、

1、

経費割宛ノ方面ニシテ例ヘバ国防費、行政費、文化費ト
云フが如キ國家職分ノ部面ニ關スルモノ、

2、

経費支出ノ他方面又ハ國民階級の部面ニアル、
而シテ前者ノ経費割宛ノ分配ハ、團體ノ異同経費及ビ文化
発達ノ程度ニ依リテ必ズシモ一様ナルヲ得ズ、

例ヘバ君主國ニ於テハ、憲法費ヲ多ク用フルノ事情ヲ有シ
經濟産業ノ未発達ナル國ニ於テハ、産業保護ノ経費ヲ多ク
計ルベク文化ノ高キ國ニ於テハ、社会的救済費ニ多クヲ

費^之が如キ之レナリ、
 即チ各經費ノ割宛分配ヲ国吹文化ノ実ニ依ジテ適當ニスル
 ノガ國家ノ職分ヨリ見テ公平ナル所以ナリ、又經費支出ノ
 分配ハ必種地方補助費ノ如キハ其割宛ニ際シ公平ヲ帰シ得
 ルモ中央政府ニ於テ物品ヲ購買シ工事ヲ請負ハシムル場合
 ニ於テハ多ク首府所在地ノ商人ニ命ジルノ傾向アルモ成可
 ク之ヲ全國同業者ニ分配スルヲ社会上希望スベキコトナリ、

第四

經費ノ計畫ハ國民代表者ノ投票ヲ得ルコト、國家經費ノ分
 量ヲ定メ其ノ支出方法ヲ計畫スルノ權能ハ國ニヨリテ同シ
 カラズ、我が國ニ於テハ政府ニ專屬シ、帝國議會ハ單ニ政
 府ノ提案ニ投票（修否ヲ答ム）ヲ行フルニ止マルモノナル
 ガ、要スルニ立憲國ニ於テハ、國民ノ代表者タル國民議會
 が國家經費ノ議決權ヲ有スルモノデアルカラテ政府ニシテ、

經費ヲ支出セントセバ、先ヅ其ノ分算及ビ支出ノ方法ヲ明
 示スル計畫即チ予算案ヲ國民議會ニ提出シテ其ノ投票ヲ經
 ナケレバナラス、而シテ國民議會ノ投票ヲ經タル經費ハ之
 ヲ適當ナル方法ニ於テ一般國民ニ周知セシムル爲ニ公示ス
 ルノ必要アリ、即チ國民議會ノ投票ハ國家經費ノ事前監督
 ニ屬スルモノナリ、

第五

經費ノ支出ハ特別ノ機關ニヨリ監督検査ヲ要スルコト、經
 費ノ支出ニ就テハ、行政部内ニ於テ各其ノ実行上ニ責任ヲ
 負フモノデアルケレドモ、財務行政ニハ動モスレバ、私曲
 行ハレ情實ノ纏綿スルモノデアルカラテ之ヲ監視區正スル方
 法トシテ政府ニ對スル特別機關存在ヲ必要トスル會計檢
 査院ハ之ガタメニ起リタルナリ、之レ即チ國民議會ノ立法
 監督ニ對シテ司法監督ト稱セラル、所以ナリ、國民議會ガ
 事前ニ監督スルニ関シ會計検査院ハ事後ニ監督スルノテ國

家ノ經費ハ濫収妄用ヲ妨ガ得ルノデアル。

第四節 經費ノ分類

二、土、國家又ハ地方團體ノ經費ハ種々ナル觀察ニヨリテ種々ニ分類シ得ル。而シテ之等ノ分類タルヤ經費ノ効果ヲシテ的確ナラシムル為ニ必要ニシテ、經費ノ内容ハ縱横上下左右ヨリ觀察セラレ統一整理セラル可キモノデアルカラ、經費本論ニ入ルニ先立テ其ノ分類ヲ説示スルノ必要アリ。

第一、經常費ト臨時費

此ノ分類ハ財政計画上即チ經濟原理ニヨリ觀察シテ最も重要ナル意義ヲ有スルモノデアル。即チ財政計画ニ於テハ、長期ノ需要（經費）ニ対シテ短期ノ財源ヲ充當ス可シトナスガ故ニ茲ニ經常費ト臨時費トノ區別が生ズルノデアル。又經濟原理ニ於テハ、公共經費ヲ以テ一般經濟上ノ共同投資

ト看做シテ居ル故ニ此ノ以下資本ノ作用ノ異同ニ依リ經常費又ハ臨時費トテ區別スルノデアル。

經常費トハ各年度毎ニ定期的ニ繰返シ發生シテ正確ニ之レヲ計画シ得ル經費ニシテ同時ニ長期恒久ノ需要ニ基クモノナリ

其ノ經濟上性質ハ、流動資本的支出ナリト称セラル、之ノ公共團體ハ此ノ流動資本ノ消費ニ依リテ一般經濟上ニ必要ナル公共職分ヲ行フモノトスルノデアル。政務費ノ大部分収入費、企業費、公債費、修繕費及ビ大部分ノ人件費ノ如キ之ニ屬ス

臨時費トハ一年度限リ又ハ數年度ヲ限リテ需要セラル、經費ニシテ、其ノ需要ノ發生原因偶然的ニシテ予メ正確ニ計上シ得ザルモノナリ、其ノ經費上ノ性質ハ固定資本的支出トナリテ長ク將來ニ利益ヲ与フルモノト、流動資本的支出

トナリテ消費セラル、モノトガアル。故年度ニ亙ル継続費ヲ以テ經營スル鐵道、港湾、道路、郵便、兵學、學校、官衙等營造物ノ建設及ビ改良ニ要スル經費、如キハ前者ニ屬シ、就費、回復償還、災害復旧費、如キ一時ノ消費的經濟費、如キ後者ニ屬スルナリ。

第二

茲ニ注意ヲ要スルハ、經常費ト云ヒ臨時費ト云フモ之レ經費支出ニ関スル組織上ノ區別ニシテ、各個ノ事業經營が兩者何レカニ屬スベシト為スモノニアラズ、即チ同一事業ノ經費ニシテ一部ハ經常費ニ入り一部ハ臨時費ニ屬スル例少カラズ、概シテ云フ時ハ、俸給經費、如キハ經常費ニ屬シ運送費、補助費、如キハ臨時費ニ屬スルモノデアアル。物件費ト人件費。公共團體が需要スル經濟物件ノ種類ニ依リ區別シタル種別ニシテ、此ノ區別ノ実益ハ主トシテ物件又ハ貨幣ノ変動或

臨時費ニ依リ

トハ行政者ノ手心ニ依リ經費ノ分量ニ及ボス *influence* *cancel* ニ付キ、財政上ノ参考材料タル莫クナリ、人件費ハ公共團體が需要スル勤勞ニ対スル報酬ヲ云フモノニシテ、例ヘバ文武官及ビ吏員ノ俸給、旅費手当其他ノ諸手当給與ノ如キ之レナリ、

之等ノ經費ハ公共團體ノ定メタル一定ノ給与現定ニヨリ一定ノ物價及ビ貨幣ノ変動ニ依リテ直接ニ変動ヲ来タスモノニアラズ、只行政者ノ任意裁量ニヨリ往々増減ノ虞ゾルモノデアアルカラ財政秩序ノ上ニ於テ特別ノ注意ヲ要スルモノナリ、

以上ハ常置ノ人負ニ関スル經費デアルガ、臨時的ノ性質ヲ有スル雇員薪人ノ給料職工入夫ノ賃金之如キハ之ニ屬セシメズシテ次ニ述バル物件費ト同一ノ取扱ヲナスモノナリ、蓋シ之等ノ臨時雇員ノ人負ハ、其ノ時々ノ合意契約ニ依リ

下使用せられ、モノゾ、其ノ勞銀ハ物價及ビ貨幣ノ変動ニ
 依リテ変動シ依リテ經費ニ直接ノ変動ヲ与ヘ易キモノナレ
 バ財政上ノ物需ニ異ナル所ナカラデアル、
 物件費トハ經費ヲ要スル原因ガ実物ノ使用ニ付ルノ謂ニシ
 テ同時ニ之等ノ財物ノ獲得保護運送等ニ関スル費用ヲモ
 含ムノデアアル、例ヘバ、應費、修繕費、兵器費、糧食費、
 被服費ノ外人件費中ニ除外シタル各種ノ契約労働者ノ給料
 賃金ノ如キモノナリ、之等ノ經費ハ何レモ物價及ビ貨幣
 ノ変動ニ直接ノ関係ヲ有スルモノデ他動動ニ変化ヲ免レガ
 ルモノデアアルカラ財政計画上ヨリ大ニ注意ヲ要スルモノ
 デアル、

物件費ト人件費トノ割合ハ、各回固ヨリ一様ニアラザルニ
 人件費ハ之ヲ物件費ニ比スレバ遙カニ少額デ一級ニ、一級
 ノ比例ナリト認メラル、之レ物價及ビ貨幣ノ変動ガ財政上

二重入ナル *influenza* 及ビ空回ニシテ、此ノ

分類ノ財政計画上重要ナル所以ナリ、

三、確定費、自由費

政治トヨリ國家經費ノ整理ヲ分ク時ハ、確定費及ビ自由費
 ノ分派額ヲ生ズ、地方公共團體ニ於テモ其經費ノ必要ノ程
 度ニ依リ此ノ區別ヲ為スコトヲ得、確定費トハ憲法ノ法令
 又ハ契約ニ依リ確定セル經費ヲ云フモノニシテ、國家トシ
 テ永久ニ支出セザルベカラズセルモノナリ、其ノ模範ハ英
 國ノ整理基金費ニシテ、全英議會ノ議決ニセズンテ支出シ
 得ル經費ナリ、

我カ國ノ制度ニ依レバ、憲法第六六条ノ保証スル皇室費ハ
 絶対的確定費ニシテ、將來増額ヲ要スル場合ノ外帝國議會
 ノ決議ヲ要クズト為セリ、

次ニ第六七条ニ依リ定ジタル經費ハ絶対的ニハアテザルニ

相対的ニ確定スルモノナリ。即チ帝國議會ハ政府ノ同意ヲ
クシテ之ヲ廢除又ハ削減ノ議決ヲナスコトヲ得ズトシテア
ル。

相対的確定費ハ更ニ之レヲ分チテ、

- 1. 大収費
- 2. 法定費
- 3. 義務費

ノ三トナス、

大収費トハ勅令又ハ條約ニヨリ豫算議決以前ニ定マリタル
經費ヲスフノテ、事實ニ於テ政府ノ單独決定ニ依ルモノナ
リ、例ハバ文武官ノ米違持給、逓官賜金、陸海軍軍費、憲
法費及ビ修膳費ノ數額之ニ屬ス可ク、其ノ既定額ナルモノ
ハ、前年度子算額ト同一ナリト知ル可キナリ、
法定費トハ特別法律ニヨリ支出ノ必要ヲ認メ、且ツ之ガ計

算標準ヲ定メタルモノナリ、例ハバ帝國議會費、恩給扶
助料、徴兵費、鐵路補助費、造船獎勵費ノ如キモノナリ、
義務費トハ、政府ガ特別契約又或ル行為ニ依リテ其ノ目的
又ハ金額ヲ定メタル經費ヲスフモノナリ、其ノ名義ニハ
交付金償還、補助米添返交付金等トアレドモ、概シテ私法上
ノ義務ニ類スルモノナリ、

例ハバ公債利息及ビ手数料公積、補助金、國庫金、取扱費
ノ如キナリ、以上ノ外憲法第六八条ノ繼續費及ビ第六九
条ノ予備費又ハ確定費ニ準ズベキモノナリ、例トナレバ
繼續費ニ於テハ、一旦決定スレバ其ノ後政府ニ於テ其ノ年
限及ビ年度割額ヲ變更セザル限リ又予備ニ於テ其ノ既定額
ヲ變更セザル限リ帝國議會ハ裁リニ之レヲ廢除スル又ハ削
減スルコト能ハザルカラデアル、
次ニ自由費トハ以上各款ノ確定費ヲ除キタル一際ノ經費ヲ

云フモノニシテ、帝國議會ノ自由ナル議決ヲ以テ豫備スハ
削減シ得ルモノデアル

例ハハ新ナル法律勅令スハ契約ヲ待テ行ハルトスル新事業
ノ經費並ビニ既定以上ノ確定費ノ増加ノ如キ之レナリ、

第四、 政務費ト財務費

上ニ述ベタルニ從テ、公費ハ財政計區上財及ビ財務行政上宜
要ナルモノデアルガ畢竟財政ノ技術ニ止マルモノナラズ、

茲ニ於テ財政ノ直接原因タル國家職分タルノ性質ヨリ公費
シテ以テ各種經費ガ國家ノ目的及ビ職分ニ對シ如何ニ貢獻
スル所ナルカヲ觀察スルノ資料トシナケレバナラズ、

政務費トハ國家ノ職分ヲ遂行スルニ直接要スル經費ノ謂ニ
シテ、又ニ之レヲ

人 憲法費

又、 行政費

ノニ方面ニ分ツコトヲ得

憲法費トハ、國家ノ實在ニ必要ナル根本要素ニ基クモノニ
シテ國家ノ最高機關タル皇室又ハ大統領ニ關スル經費及ビ

議會制度ニ關スル經費ガ之レニ屬ス、

行政費ハ國家ノ目的ヲ遂行スルニ必要ナル經費ニシテ、之

ヲ大別スレバ領土及ビ人民ノ安寧維持ノ經費ト人民ノ幸福

及ビ文化ヲ増進スル經費ト此ノ兩者ニ共通スル經費トナス

コトヲ得、

安寧維持ノ經費トハ、國防費、司法費、公務費及ビ外務費

ニシテ、幸福増進及ビ文化増進ノ經費トハ、文教費及ビ經

済行政費ヲ云ヒ兩者ニ關連スル一級行政費ハ高等行政ヲ掌

ル官制例ヘバ内閣法制局、秘書院等ニ關スル經費ヲ云フノ

例アル、

財務費トハ國家政務ヲ遂行スルニ要スル政務費ノ算定財源

ノ賦課収入及び税金ノ整理ニ関スル經費ヲ云フモノニシテ
更ニ之レヲ分類スレバ、収入費、出納費及び公債ノ三種ト
ナル、凡ソ之等經費ノ内容ハ、國家經費ノ全般ニ亘ルモノ
ナレバ巨細ノ論究ハ本章ノ經費組織論ニ譲ルコトニスル

第二章 經費組織論

第一節 憲法費

二六、國家ノ經費ハ固ヨリ千差万別ナレドモ國家職分ヲ遂行スルガ爲
ニ必要ナルモノデアアルカテ經費全体ヨリ見レバ一定ノ組織系統
ヲ示ク可キモノデアアル即チ、國家ノ職分ニ対シ各々帰屬スル所
アルモノニシテ、各々經費ハ其ノ定メラレタル職分ニ対シテ最
モ有効ニ使用セラル、ヲ要ス、即チ本論ニ於テ諸君セントスル
所ノモノハ、給費組織及び範圍ニ関スルノ事ナリ、而シテ國家職
分ヨリ見タル經費ノ組織ハ、憲法費、行政費及び財務費ノ三系

新政治学ニ関

純ヨリナルコトハ已ニ述べタル通りデアアル(第二十五參照)

二七、憲法費ハ一ツニ國体費ト稱セラル、モノニシテ、國体ノ異ニス

ルニ依ツテ其ノ給費ノ範圍及び金額ニ等差アルヲ見レナイ、
而シテ國家ノ毀焉機關タル君主又ハ大統領ニ關スル經費ヲ元首
費ト稱スルノデアアルガ、君主國ノ元首費ハ之レヲ皇室費ト稱シ
(*civil lists*)ト稱シ、概リ君主ノミナラズ、カザシ
テ其ノ族タル皇室ノ費用ヲも含ムノデアアル又共和國ノ元首費ハ
大統領ノ水給及び族費及び交際費ニシテ、皇室費ト云イニ其ノ
趣ヲ異ニス、

凡ソ共和國ノ元首費ハ、毎年一定額ヲ國庫ヨリ支出スルヲ普通
トシ稀ニ不動産等ノ財産ヲ基礎トスル収入ヲ以テ之レニ充ツル
モノカアル、而シテ君主及大統領ハ財産ヲ私有スルコトヲ妨ガ
ズ、

二八、憲法費、内ニハ更ニ議會費ナルモノガアル、之ハ議員ニ關スル諸費、議會官吏ノ俸給、事務費等ヲ包含スルモノナルガ共、主重ナル部分ヲ占ムルモノハ議員報酬ナリ、議員報酬ニ付テハ之ヲ報フバシト論ズルモノト云フベカラズト唱フルモノトアリモシ、其報酬削減ハ漸次其ノ路ヲ斷ツニ至リ現今ハ西班牙ヲ余スニ至ラズ、又報酬削減ノ内ニモ勤費主義ト曰フ主義トガアルガ故ヨリ去ハハ歳費主義ヲ採ル國ガ多ク

二九、我が國ノ皇室費ハ憲法第六十六條ニヨリ憲法施行當時（明治三十三年十一月二十九日帝國議會開會日）ノ年額三十万円ヲ毎年四厘ヨリ支出シ未リタルガ、明治四十三年以俸之レヲ四百五十万円ニ増額シ以テ今日ニ至ツテ是ル而シテ皇室ニハ別ニ皇室費ノ定ムル所ニヨリ世傳御料ト称スル土地物件アリ、皇室財産令ノ定ムル所ニヨリ普通御料ト称スル財産ガアルガ、之等ノ財産

新設學ニ也

及ビ其ノ財産ヨリ出カル收入ハ前記ノ皇室費ト共ニ皇室財産令及ビ皇室議會令ノ規定ニ依リ処理セラル、モノデアル、又我が帝國議會費ハ近年ノ例ニ依リテ貴族院ハ八十万円衆議院ハ九十万円合計百七十万円内外ガ此ノ外歳費ハ両議長各々五十万円、副議長各々三十万円其他議員ハ二千円ヲ支給セラル、カラ其ノ總計ハ約百四十万円ニ達シ總議會費ノ八割△ヲ占テ居ル今皇室費ニ此ノ議會費ヲ加ヘタル憲法費、一億合計總費以テニ并スル別合ヲ示セバ左ノ如シ、

大正八年度豫算

皇室費	4,500,000円
憲法費	1,741,173円
議會費	6,241,173円
合計	12,482,346円
憲法總額	1,664,190,340円
割合	0.375

二〇 已ニ説キタル如ク国家職分ハ、保安、司法、経済、及び文化ノ四
 方面ニ分ケテ居ルカラ其ノ經費之ホ之レニ從ツテ組織セラルベ
 キモノナル、然ルニ現今大明國ノ行政組織ハ、史的影響ヲク
 存シ必ズシテ此ノ国家職分ニ適宜シタル制度ヲ有セズ、從ツテ
 國家經費ノ明確ナル区分ハ寧ロ此ノ行政組織ニ從ツテナスラ便
 宜トスル故ニ茲ニハ各省經費ヲ主タル区分トナシ之レヲ各職分
 ニ配シテ以テ國家職分ハ經費トノ關係ヲ從來得ルダケ明瞭ニシ
 タイト思フ。

第一級 最高行政費

三一 最高行政機關ノ經費ヲ包括スルモノヲ最高行政費ト云ヒ、最
 高行政機關ハ公共ノ安寧ヲ維持スルト共ニ人民ノ幸福及ビ文
 化ヲ増進スル總括的職分ヲ遂行スル官衙ニシテ、我が國ノ制
 度ニヨレバ、以開、秘書院、法制局等之レニ屬シ尚不度宜上
 行政裁判所、會計検査院等之レニ屬セシムルナリ、之等ノ最

財政学ニ四

高官衙ノ經費ハ、大藏省管中場地ニラレ、モノ大正八年度
 ノ豫算ニヨレバ、其ノ經常費之ノ如シ、

内閣	710,548円
秘書院	158,090円
行政裁判所	73,556円
會計検査院	237,213円
合計	1,179,407円

第二級

三二 保安費トハ外敵ヲ防禦シ社会ノ安寧秩序ヲ維持スル費用ナル
 故ニ之ニ關連スル費用ハ行政ノ各方面ニ亘リテ計上セラレ
 其ノ一部ハ地方公共団体ノ負擔ニ屬スルガ故ニ正確ニ云ハバ
 之等ヲ集計セザル可カラザルモ、之等法政ニ關スル經費ハ
 便宜上之ノ法政費ニ議ルフトニシ、茲ニハ四官費ノミニツキ
 概ナルコトハ、

回所費ハ陸海軍ノ軍勢及ビ營造物ニ用スル経費ニシテ、戦争
 費ハ臨時費トシテ、普通ノ国防費ヨリ除外スルヲ常トス、
 而シテ此ノ国防費ハ文明回商ニ増加シテ止マラザル傾向ナル
 ハ、軍回主義ノ排存セラレ、平和主義ノ高唱セラル、ニ対シ
 嫂ル奇異ナル現象ナルガ、列国对立シテ互ニ回板ヲ張り回瓦
 経済ヲ發展センガ爲ニ其ノ管線ニ準備ノ力ヲ必要トスル事情
 アルニ基クモノナリ、故ニ於テ一昔回商ニハ軍費ノ競争激烈
 ニシテ殆ド停止スル所ヲ知ラザルノ観アリ、而シテ之レニ要
 スル経費ハ兵費ノ数及ビ規模ノ大小ニヨリテ回ヨリ多大ノ相
 違アルケレドモ他ノ行政費ニ比シテ多額ナルハ論ヲ待トズ

三三

我回ノ陸軍ノ平時編成ハ、一師團ノ通常歩兵ニ旅團、騎兵及
 ビ砲兵各々一聯隊、工兵及ビ報章兵各一大隊ヨリ成ル、而シ
 テ歩一聯隊ハ各六百八人ヨリナル四大隊ヨリナル、騎兵一聯隊

新設等ニ四

ハ各一百騎ヲ有スル又ハ四中隊ヨリナル師砲兵ノ一聯隊ハ、
 各砲四門ヲ有スル六大隊ヨリナリ、工兵一大隊ハ各三百人ヲ
 有スル三中隊ヨリ成リ、報章兵一大隊ハ三百人ヨリ成ルノデ
 アル、目下二十一個師團ノ外ニ各種ノ強五部隊ガアル平時ニ
 於ル此等ノ各部隊ノ将卒数ハ、將校一高級分龍ヲ含ムハ一
 万六千四百五人、下士(判任)分龍ヲ含ムハ二万八千三百六十
 九人、兵卒二十二万八千三百七十七人、合計二十七万二千七百
 三十一人、馬匹四万四千九百八十七頭ト休養セラル(大正七
 年度調査)此ノ外ニ營造物トシテハ、砲兵工廠、被服廠、
 糧秣廠、千住製絨所等アリ、之等ノ特殊事業ハ夫々特別会計
 ヲ設ケシテ一級会計ト區別ス、

我海軍常備艦隊ノ編成(大正七年四月現在)
 第一艦隊(横須賀)

第二艦隊(吳)
 第三艦隊(佐世保)
 第四艦隊(舞鶴)

ヲ以テセリ、
 戦闘艦十五隻、巡洋戦艦七隻、一等巡洋艦九隻、二等巡洋艦十一隻、一等海防艦三隻、二等海防艦十二隻、一等砲艦三隻、二等砲艦三隻、一等水雷駆逐艦四隻、二等水雷駆逐艦八隻、三等水雷駆逐艦二十三隻、一等水雷艇八隻、二等水雷艇四隻、潜水艦二十五隻、合計百三十五隻、噸数六十一万七千三百七噸(潜水艦ヲ除ク)之ニ従事セル現役將校四千六百四十二人、下士一万三千七百九十九人、水兵四万五千五百八十三人、在學生六百六十六人、合計六万四千八百八十七人デアル、尚又海軍ノ各種造船、造船所、修船所ノ營造物アリテ、各該所所ニ屬シテ居ル今一校會計ニ屬スル、陸軍省、海軍省ノ終

財政學 二四

費ヲ示シテ以テ国防費ト總式トノ割合ヲ見ルニ此ノ如ク
 (大正八年度豫算ニヨル以下之ニシテ概ク)

陸軍省	経常部	臨時部	合計
陸軍省	9,704,475円	4,969,208円	14,673,683円
海軍省	6,058,938円	1,906,612円	7,965,550円
合計	15,763,413円	6,875,820円	22,639,233円
割合	陸軍省 13.64%		
	海軍省 25.52%		
計	39.16%		

第三款 法权費

三四、法权費トハ、国内ノ治安ヲ保持シ、國家ト國民及ビ國民相互間ノ权利義務關係ヲ処理シ同時ニ又外國ニ對スル國家及ビ國民ノ权利義務ニ關スル政務ノ費用ヲ云フモノニシテ、以テ

司法及び外務各種ノ費用ハ之レニ屬ス
 此ノ以外司法省ノ欠借ニ屬スル監獄費ノ一部地方公共團體
 ノ負擔ニ屬スル警察費ノ一部ノ如キハ、保安費ニ歸入セラル
 バキモノナラズ、其ノ込分困難ナルヨリ便宜上本款ニ屬セ
 シメタルコト既ニ一足シタル通りナリ以下各省費ニ付テ說明
 ス

第壹、内務省費

内務省費ノ範圍ハ固ニ依リテモ廣狹ノ差甚カシク、小國ニ
 アリテハ内務ニ關スル政務費ヲ總括スルモノモアルガ、通
 則警察、衛生、地方財務、地方政治、及び救濟事務ニ關ス
 ル經費ヲ包括スルモノナリ、勿論内務省ノ管掌スル主ナル
 事務ハ警察及ビ地方行政ノ總括ナルガ同狀ニヨリテ以上
 ノ外更ニ土木、土地、宗教、地方教育、産業監督、統計等
 事務ヲ主管セシメルモノガアル、

財政年二四

要スルニ、内務省ハ国防ノ除キタル行政事務ノ重要部分ヲ
 占ムルモノナルカラ其ノ經費又從ツテ多額ヲ要スルコト
 ハ各國ノノ概チ一ツニスル所アル、
 我が國ノ内務省ハ神社、地方行政、議員送送、土木、衛生
 地理出版、著作権、賑恤及び社会政策ニ關スル事務ヲ主管
 シテ居ルヲ以テ洋ニ法政職分ノミニ止マラズ、保安經濟又
 化ノ諸職分ノ一部ヲ兼行スルモノナル、故ソテ其ノ經
 費多額ヲ占メテ居ル、即今左ノ如シ、

經常費	19,877,415円
臨時費	50,918,881円
合計	70,196,326円
總歳出ニ對スル割合	6.11%

第ニ、司法省費

司法省ノ事務ハ、臨時中斷ノ裁判ヲ主トシ監獄及ビ登記ニ
 關スルモノデアルが國ニヨリ監獄及ビ登記事務ヲ以テ地ノ
 行政事務ヲ兼掌スルモノデアルが又裁判事務ヲ兼掌スルモノ
 ノガアル。又裁判事務ニ就テモ地方行政廳ニ於テ其ノ一部
 ヲ行フモノガアリ、陪審制度ヲ有スルモノアリ有セザルモノ
 ノモアリテ、必ズシテ一様デハナイガ、独立國ニ於テハ、
 立法、司法、行政ノ三種分立主義ニ則リ独立セル司法權
 ヲ有スル事ヲ原則トス、

我が國ノ司法事務ハ、司法省之ヲ管掌シ大審院ヲ最高法院ト
 シ其ノ下ニ七箇ノ控訴院ヲ置キ五十一ノ地方裁判所、六十
 五ノ地方裁判所出張所ヲ有シ更ニ百八十四ノ区裁判所ヲ置
 キ及ビ一千五百三十三ノ区裁判所出張所ヲ設ケテ民事刑事
 及ビ登記事務ヲ処理スルノ組織デアル。之レニ從事セル判
 檢事ノ數一千二百十五人ニシテ、一ヶ年ニ取扱フ事件數ハ

司法省三區

民事十九万五千六十一件、刑事四十五万二千二百九十八件
 判決約テ割換ハ裁判確定シニ割弱ハ未決案デアル。全國ノ
 監獄數八百五十二ニシテ在監人數ハ男三万八千六百九十五
 人女三千八百七十一人、合計四万二千五百六十六人デアル
 (以上大正七年末現在)

而シテ本省ニハ法務監獄ノ二局ヲ置キテ、司法ニ關スル行
 政事務ヲ処理シ別ニ法律取調委員會ヲ設ケテ居ル。即チ
 司法省ノ經費ハ之并本省費、裁判所費、監獄費及ビ之レニ
 関連セル諸費ヲ含ムモノデ、即チ左ノ如シ、

總經費	10,451,360 円
臨時費	2,269,541 円
合計	12,720,901 円
總歳出ニ対スル割合	1.77%

第三 外務省費

外交條約、通商、移民ニ関スル政務ハ外務省ノ管掌スル所ニシテ、其ノ經費モ亦概ツテ本省費ノ外海外ニ取置セル大使館、公使館、領事館又ハ貿易事務官ノ費用ヲ包含スルモノナリ。又同ニヨリ領民事務ヲ外務省ニ隸屬セシムルモノガナリ。我々國ノ外務省ハ本省ニ政州、巨細重、通商、條約ノ四局ヲオキ、海外ニ大使館七個、公使館十一個、領事館百二十個ヲ置マテアル。其ノ經費左ノ如シ。

臨時費 6,569,076円
 合計 11,279,075円
 總費ニ対スル割合 7.845, 15.1%
 即チ以上ノ三省ヲ合スルトキハ、法政費ノ合計左ノ如シ。

財政学三四

法政費 96000000円ニシテ或ニ總費ノ 9.19%

臨時費 7,327,901円
 合計 54,465,498円
 總費ニ対スル割合 9.18%

第四 経済行政費

三六、 経済行政費ハ国民ノ物質的幸福ヲ増進スル經費ニシテ、産業及ビ経済ノ發達ヲ助長シ民力ヲ南養スル國家職分ノ遂行ニ要スル費用ナリ。而シテ其ノ行政ノ主要事項ハ農工商ニ因スル勸業行政交易用典交通機關公共工事ニ關スルモノニシテ、所謂積極的行政ト稱スル近世國家ノ著シキ發展ヲ求メルモノナリ。交易用具トハ、貨幣、度量衡ノ如キヲ云ヒ交通機關

トハ船舶、郵便、電信及び鐵道ヲ云々、公共工事トハ道路、橋梁、運河、港灣、堤防、水利、防岸等公共的設備ノ工事ヲ云フノデアル、凡ソ此等ノ經濟行政ニ於テ各國ノ採ル制度ニ三種ノ方法ガアル、

第一ハ、單純ナル監督又ハ保護ニ止ルモノ、例ヘバ普通農業ニ商ノ勸業行政ノ如キデアル

第二ハ、國家ノ直接經營ヲナスモノ例ヘバ貨幣、度量衡ニ關スル事業ノ如キモノデアル、

第三ハ、國家ニ收入ヲ得ルノ目的ヲ兼ネテ直營スルモノ例ヘバ郵便、電信、鐵道ノ如キモノデアル、

而シテ第一歩ニノ如ク單純ノ監督保護又ハ交易的直營ニ屬スル事業ハ其ノ目的一リニ商業及び經濟ノ促進ニ在リタルヲアルカラ之ニ關スル經營ヲ一括シテ經濟行政費トスルノハ固ヨリ當然ノコトデアル、

只第三ノ收入ヲ目的トスル直營事業

財政學 三四

ノ經費ハ收入行政費トシテ直接行政費タル經濟行政費ヨリ區別スベシト論ズル者アレドモ、區別ハ實際ニ於テ困難ナルノミナラズ、近世國家ノ之等收入目的事業ニ對スル施設ハ單ニ收入ヲ目的トスルニ非ズシテ又為上ニモ重ヲテ蓋クニ河等ノ差

支ハナイノデアル

經濟行政費ヲ所管スルハ各國共ニ關係行政官署ニ屬セシムルノ例ガアリテ其ノ主命則テ農務商務工務郵便（電信ヲ含ム）交通鐵道等一様ナリ、我國ニマリテハ勸業行政ハ農商務省主トシテ之リニ對シテ鐵道省及ハ內務省各ハ其ノ一部分ヲ分掌シ交通運輸ハ逓信省主トシテ之レニ任シ鐵道省ハ鐵道行政ヲ管掌ス公営工事ハ內務省ノ主管ニ屬シ交易用具ノ事務中度量衡ノ檢定ハ農商務省ニ於テ貨幣ニ關スル事務ハ大藏省ニ於テ公營シテ居ル、

第一、 歳高粉忠

此ノ歳高粉忠ハ勸業行政費トシテ最モ重要ナル地位ヲ占メ
 下居ル。 町ノ業務、 商務、 工務、 山林、 鑛山、 水産及ニ特
 許ノ七箇ヲ區テ別ニ課税所ヲ經營シ又前記ノ各局ノ事務ニ
 関連シテ地質調査所、 不業試験所、 最中試験所、 花菱検査
 所、 生糸検査所、 原糸練製造所、 水産講習所、 林区署、 林
 務署、 其他ノ官署ヲ設ケ又地方ニ亘リテ産業ノ統括ニ任
 シテ居ル。 而シテ製鐵所及ビ森林事業ヲ倫キタル他ノ事業
 ハ各進行行政費トシテ一做会計ニ屬シテ居ルカラ農商務省ノ
 経費ハ餘額費ヨリ臨時費ノ方カ多額ヲ占メテ居ル。 即チ左
 ノ如シ

経常費	9,084,270円
臨時費	23,045,772円
合計	42,130,042円

総歳出ニ付スル場合

第二、 逓信省費

我が逓信省ノ所管スル事務ハ郵便電信電話及ビ航海標識ノ
 事業ヲ包含シ電氣運送郵便運輸ニ關スル事業ヲ監督シ航路
 船務海員及ビ航海電力ニ關スル事務ヲ掌ドルノデアル。 即
 チ通信電氣管船經理ノ四局ヲ有シ海防貯金局航路標識管理
 所及ビ商船学校等之ニ屬シテ居ル。
 而シテ恩給年金ノ支給ニ關スル事務ヲ海防貯金局ノ監所ト
 シタル関係官吏及ビ軍人ノ恩給年金事務又本省ニ於テ取扱
 フノデアル。 サレバ普通ノ行政事務ノ外企業ヲ兼ネテ居
 ルカラ其ノ経常費巨額ニ上ルト共ニ臨時費モ亦甚ルシキ増
 加ノ傾向ヲ示シテ経費總額ニ於テ大藏、 海軍、 陸軍ノ三省
 ニ次ギテ第四位ヲ占メテ居ル。

経常費 91,164,003円

臨時費
 37,259,211円
 129,433,214円
 總歳出ニ対スル割合 12.35%

鉄道省費

我が鉄道省ハ元運信省鉄道局ヲ改立シテ内閣所屬ノ鉄道廳トナリ次ニ鐵道省トナルヲ及ビ鐵道院ニ改メテ其後九年五月内閣所屬ヲ離レテ独立省トナツテノデアル
 本省ハ國有鐵道ノ經營建設改良ニ當ル外私鐵ノ輕便鐵道及心軌道ノ監督保護ニ任ズルノデアルヲ、大正八年末ニ於ケル國有鐵道ノ延長ハ六千七十二哩七十四鐵ニシテ、輕便鐵道ハ千九百四十一哩六十九鐵、合計八千十四哩六十三鐵ナル
 本省ニ監督運輸建設工作ニ務メ理ノ大旨ヲ置キ全國ヲ東京

財政學 三回

名古屋、神戸、門田、仙台、札幌ノ六鐵道局ニ区分シテ經營シテ居ル、然ルモ其分新ハ概五者トナリタル今日尚ホ從來ノ慣例ヲ踏襲シテ特別會計ヲ維持シ未ダ他省ノ如ク一鐵道計ニ統合セラレテ居ナイカラ其經費ト他ト比較スルコト能ハザレド大正八年度予算ニ依レバ其ノ收益勘定及ビ資本勘定ノ結果左ノ如シ

收益勘定	
歳入	327,930,651円
歳出	299,637,206円
差引益金	29,293,445円
資本勘定	
歳入	919,798,075円
歳出	354,843,669円
差引益金	564,954,406円

第五款 文化費

三六、文化費トハ教育宗教及ビ藝術ニ關スル經費ニ包括スルモノナリ
 コト既ニ述バタル如クテアル文化主義ノ高揚セラル、ニ從ヒテ
 此費ハ各方面ノ行政費ニ散布セラル、モノデアルが其ノ主ナル
 部分ハ教育及ビ宗教ナリ、而シテ我國ニ於テ文化行政ヲ掌サ
 レルモノハ、文部省デアルガ内務省モ其ノ一部ヲ分掌シテ居ル
 文部省ハ專門学校、普通学校、實業学校、圖書及ビ宗教ニ關ス
 ル五局ヨリ成リ其ノ下ニ直轄又ハ間接管理監督スル官公私立ノ
 大学專門学校、師範学校、文業学校及ビ小学校數四万五千二百
 一、教員數二十万五千六百九人、學生生徒數九百二十一万九千
 四百九十二人（大正八年現狀）ヲ算シテ居ル又別ニ帝國圖書館
 中央展覽會、教育調査會、館新史料編纂會、美術審査委員會、
 帝國學士院會等種々ナル學術機關ヲ直轄シテ居ル宗教ニ於テ財
 政ニ關係アルモノハ、内務省ノ神社局及ビ文部省ノ宗教局ニシ

財政三回

テ時ニ以テ務省所管ニ於テ神社費ヲ減ラシメテ居ル布シテ又都省
 所管中各帝國大學直轄諸學校及ビ帝國圖書館ハ特別會計ヲ設定
 シテ居ルカラ之等ヲ除キタル本費費法ノ如シ、但シ各特別會計
 ニ對スル繰入金及ビ臨時費ヲ含ム

經常費	21,748,819円
臨時費	6,603,671円
合計	28,352,490円
總費法ニ對スル割合	2.67%

第三節 財務費

三七、既ニ述ヤタル如ク財務トハ、國家政務費ノ算出スル財源ノ選擇
 スル收入及ビ支出ノ整理ニ関スル經費ニシテ、國家私經濟的
 企業ヲ直營スル場合ニ於テハ之レニ關スル經費ヲ包含ムノデ

ル或ニ財務ヲ細分スレバ

- 1) 収入費
 - 2) 出納費
 - 3) 経営費
 - 4) 公債費
- ノ四トナルナリ、

収入費トハ歳入ヲ得ル為ニ支出スル所ノ必要ナル費用ニシテ
 租税及ビ手数料ノ徴収費ハ其ノ主ナルモノナル、収入
 費ニ就テ最モ重要ナル莫ハ収入ニ対スル収入費ノ割合ノ多
 少ニシテ、之ニヨリ各種ノ租税ノ價值ヲ決定スルノ一資料
 トスルモノナル、一概的ニ云ハバ手数料及ビ印紙税ハ収
 入最モ少ナリ、又租税中直接税ハ、間接税ヨリモ収入費が
 少ナイノナル

2. 出納費

出納費トハ豫算ノ調整現金ノ出納保管及ビ計集事務ニ関ス
 ル費用ニシテ所謂会計事務ニ附帯スル経費ナル、此ノ経
 費ハ独リ財務官廳ノミナラズ公官廳ニ於テ特ニ会計事務ヲ
 掌ドル局課ニ於テ亦シテ必要トスルノナルカラ正確ニ云
 ハバ總テ此等ヲ集計セバナラズ、

3. 経営費

経営費トハ國家ガ私経済的収入ヲ得ニカ為ニ企業ヲ経営シ
 斯度ヲ管理スルニ要スル経費ニシテ、郵便、電信、鐵道ノ
 ノ他ノ官営商工業ニ要スル費用故ニ官有土地森林鉱山ニ関
 スル経営費等之レニ屬ス、而シテ此ノ官営企業ハ比較的多少
 ノ経費ヲ要スルモノナルケレドモ、此ノ経費ヲ支出シタ
 ル後、然ノ利益ヲ悉ク國庫ニ収ムルモノナルカラ、其ノ純

対収入額ハ其ノ租税及ビ手数料ノ収入ニ比シテ多額ナルヲ例トス、之レ官営企業ガ財産トシテ重キヲオカル、一理由デアアル、

公債費

公債費トハ公債ノ募集發行及ビ利子支払ニ要スル費用ニ限ルケレドモ公債ヲ發行スレバ之レガ元本ヲ償還スル義務アルガ故ニ此ノ償還現金ノ年割額ヲ合セテ公債費ト称セラレ此公債費ハ國家経済ノ膨脹ニ從ヒ益々増加ノ傾向ヲ有スルモノデアリ財務費中重要ナル地位ヲ占ムルモノデアアル、

三八、財務費ハ其内容ニ依テヨル各種ノ行政官廳ニ賦ガルモノデアラルカ官営企業ノ経営費ヲ除ケバ、概シテ大藏省ノ主管ニ集中セラル、モノデアアルカラ之レヲ各省別ニスレバ大藏省ニ該當スル

ノデアアル

而シテ各回大藏省ノ主管スル事務ハ固ヨリ一様デハナケレドモ普通ニ租税公債官有財産豫算会計金庫ニ関スル事務ヲ統轄シテ居ル、

我が大藏省ハ本省ニ主計、主税、理財、銀行ノ四局ヲ置キ以テ一徹財務行政ヲ統轄シ別ニ造幣局、専賣局、鑛造試験場ヲ置キ又中下級トシテハ、税關、税關支署、税關監視署、税務監督局、税務署、専賣支局等カアル、而シテ専賣局及ビ造幣局ヲ始メ特別会計ノ大部分ハ本省ノ主管ニ屬シ別ニ内閣所屬ノ諸官廳、税務院、貴族院、会計検査院、行政裁判所等ノ經費ヲ又主管シテ居ルカラ本省所屬ノ經費ハ頗ル巨額ニ達スルノデアアル、然レドモ既述ノ議會費及ビ高等行政費ヲ控除スル時ハ、其ノ総額ハ三億六千二百四十四万円ニ達シ、総歳出ノ三四パーセントヲ占ムルノデアアル、

經常費	174,871,816円
臨時費	187,589,726円
合計	362,461,542円
総歳出ニ対スル割合	34.15%

第三編 收入論

第一章 收入総説

第一節 收入ノ意義及ビ種類

三九、收入トハ國家又ハ地方團體が其ノ經費ニ充當スル爲メニ法規ノ定ムル所ニヨリ自己ノ計算、於テ公共倉庫ニ取得スル以場ノ通貨額ヲ云フ、即チ公共團體が其ノ職分ノ遂行ニ要スル經費ヲ支弁センガタメニ其ノ許サレタル収限内ニ於テ自己ノ計算ヲ以テ取得スル能クシテノ金貨ヲ意味スルノデアル、此ノ故ニ単ニ國庫カ

他ノタメニ管理スル保管金及ビ寄託金之如キハ收入ニテラズ又國民ヨリ徴収シタル賦税及ビ大收ノ如キモ收入ヨリ除外セザル可ラス、何トナレバ前者ノ預託金ハ自己ノ計算ヲ以テセルモノニアラス、後者ノ徴収物ハ通貨ニ換算セラレテ若シナイカラテアル猶又自己ノ計算ヲ以テスルニ拘ラズ、其ノ收納ヲ國庫ノ收入ト見做ス可カラズトスルモノカアル、

例ハバ我が大藏省豫金部ニ於ケル郵便貯金ノ如シ、是レ蓋シ特別ノ目的ヲ以テ設定セラレタル制度デアルカラ、該郵便貯金ハ收入ニテラザルモノ之ノ資金ヲ運用シテ取得シタル利益ハ收入タルコト勿論ナリ、

四〇、經費ニ經常及ビ臨時ノ別アルカ如ク收入ニモ亦經常的ニ繰返サレ、モノト臨時的ニ収納サル、モノトガアル、而シテ經常費收入ヲ以テ經常費ヲ支弁シ、臨時收入ヲ以テ臨時費ヲ支弁スルト

イフコトが財政計画上最も重要ナル法則トセラレテ居ル故ニ收入ハ財政計畫ノ観莫ヨリ大別シテ經常收入及び臨時收入ノ二ツトスルヲ最モ便宜トス、經常收入ハ受ニ之ヲ分ケテ、

- (1) 自己収益、
 - (2) 公課收入
- ノ二ツトスルコトが出来ル、

1. 自己収益トハ公共団体が有スル自己ノ財産及び企業ニヨリスル所得ニシテ一ツニ之レヲ私経済的收入ト称ス、即ハ今公共団体が私人トシテ私経済ノ原則ニ従ツテ其ノ財産及び企業ヨリ收入ヲ得ルモノニシテ其ノ方法ニ依リテ、

一ツハ財産ヲ自ら経営セズシテ之レヲ他ニ貸付ケ公共団体ハ準所有者トシテ、其ノ財産ノ収益ノ一部ヲ納ムルモノデアル故ニ之ヲ財産収益ト称セルナリ

財政学 三四

其ノニハ自カヲ其ノ財産ヲ經營シ自己ノ企業トシテ収益ヲ得ガルノデアル、故ニ之レヲ企業収益ト称ヘラル、凡ソ之等ノ自己収益ノ方法タルヤ、私経済ノ原則ニ依テ行ハル、事勿論デアルガ公共団体ノ承債ニ關シル時ハ單ニ國庫ノ收入ノミヲ目的トシテ一般國民ノ幸福ヲ無視スルヲ得ナイ、換言スレバ一般國民ノ幸福ヲ為メニハ、國庫収益ノ犠牲トスルモ亦止ラ得ザルコトデアルカラ私経済ノ如ク收入ノミヲ唯一ノ目的トシテ之レヲ行フコトハ出来ナイノデアル、

(2) 公課收入トハ公共団体が其政費ヲ支策スルタメニ共同負担ノ趣旨ニヨリテ之レヲ其ノ國民又ハ団体員ニ分賦シテ徴収スル收入デアル故ニ之レヲ公経済的收入ト云フノデアル、而シテ之レが分賦ノ方法ニ依リ、

其ノ一ツハ負担的政費ニ要スル經費ハ其初原云云ニシテ全額ニ普及スルモノデアルカラ之レヲ各個人ニ評價シ分賦スルコト

ト能ハサルモノナルニヨリ各個人ノ支払ニ得可キ分担力ニ在
 ジ之レヲ課賦スル可キモノデアレ之レヲ租税ト云フ、
 其ノニハ公共團體が特定個人ノ意思又ハ行為ニ依リテ引起サ
 レタル特別個々ノ政務ニ要セル經費ヲ其ノ特定個人ノ負担セ
 シムルノ趣旨ヲ以テ特別ノ課賦ニヨリ徴収スルモノデアル、
 之ヲ手数料ト云フ、此ノ外ニ特別附金ト稱スル公共團體ノ經
 濟的設備ノ投資ニヨリ特定個人ノ後クル公務ニ付シ賦課スル
 モノアリ、又補助金トシテ上級團體ヨリ下級團體ニ交付スル
 モノアリ、納付金又ハ分賦金ト稱シテ下級團體ヨリ上級團體
 ニ納付スルモノガアル、之等ハ普通ノ公課トハ異ナルモ公共
 團體相互ノ關係ニ於テスル經費分担ノ行為ニ外ナラズ、

四一、公共團體ハ以上ノ經常收入ノ外財政計画上ノ目的ニ於テハ
 予定的ノ臨時収入ヲ要ス、即チ臨時収入トハ財政計画上ニ於

財政 三回

テ偶然的ニ發生スル収入ニシテ、或ハ政治的ニ起ルコトアリ、
 或ハ行政的ニ起ルコトガアルガ、財政上ノ目的ヲ以テ計画シテ
 定多得バキモノデナイカラ之ヲ偶然的收入又ハ雜收入ト稱スルノ
 デアル、
 例ヘバ物品取次代、寄附金、罰金、軍需賠償金、前年度剩
 餘金ノ如キハ之レデアル、唯之等ノ偶然的收入ト雖モ其ノ項目
 多数ニ上ル時ハ相當巨額ニ達スルモノナリ、又單一ナル項目ニ
 テ特ニ巨額ヲ産スルコトモアルカラ予算上ニハ相當ノ金額ヲ臨
 時収入ニ計上スルモノデアル、

四二、以上經常及ビ臨時ノ収入ヲ以テシテ種支出ヲ支拂スルコト能ハ
 ガルニ於テハ公共團體ハ臨時ノ補填手段ヲ以テ收支ノ適合ヲ計
 ラナケレバナラズ、
 而シテ臨時ノ補填手段トシテ取ルベキ方法ニ三ツアリ、

其ノ一ツハ、準備基金ノ運用デアル、シカモ之ノ準備基金タル
ヤ企業行政ヲ除ケバ其ノ存置ノ価値少ク历史的ノ遺物ニ遊ギヤ
ルノ観ガアル

其ノ二ハ、流通資金ノ利用デアル、流通資金トハ一定ノ資金全
計ヲ有スル機関ニシテ、密カ大蔵省ヲ会都ノ如クハ之ニ該当シ
其ノ機能ハ金融上及ビ財政上頗ル重視ス可キモノガアル、

其ノ三ハ、公債ノ發行ニシテ、之ニヨリテ将来ニ亘ル長期ノ負
担ニ於テ現在ニ巨額ノ収入ヲ上げ以テ国民ヲモチ継続的ニ対象
ヲ生ズ可キ事業ニ投資セシムルノデアル、

以上各種ノ収入ハ更ニ復雜セルハ各々有スルモノナルガ故ニ以
下節ヲ分チテ説明セン、

第一節 財産収入

四三 一回限及ビ地方團體が財産ヲ所有スル目的ニニツアリ、

財政学三回

其一ツハ行政上ノ供用トナサンガ為メニスルモノニシテ、例ハ
心、軍艦、砲台、官衙、兵營、学校、図書館、道路、港灣等回
傍スハ行政上ノ營業物ノ如クモノデアル、

故ニ之等行政上ノ財産ト稱ス、
其ノ二ハ、回障ニ収益ヲ得ニガ為メニスルモノニシテ、例ハ
土地、森林、如キ不動産及ビ出資持分又ハ基金ノ如キ動産ヲ云
フノデアル故ニ之レヲ財政上ノ財産又ハ収益財産ト稱スルモノ
デアル、而シテ行政上ノ享用財産ハ収入ヲ生ズルヲ普通トス
ルノデアルガコレヲ一時ニ取テ臨時収入ヲ稱ルノデアル

又財政上ノ収益財産ハ之レが運用ニヨリテ定額又ハ不定期ニ相
當ノ収益ヲ生ズルモノデアル

行政上ノ享用財産ハ公共團體ノ職分遂行上ノ必要又ク可カラザ
ルモノデアルガ収入ノ目的トナラザルモノデアルカラ漸次オキ
財政上ノ収益財産ニ付キ其ノ所有ニ因スル理論及ビ収入方法ヲ

詳説ス

第一款 不動産收入

四四、新設上ノ収益財産トシテ公共團ノ所有スル不動産ハ土地、森林、及び之レニ附属スル建物ニ外ナラン、就中主要ナルモノハ耕地、及び森林ナル公共團體ノ所有ノ不動産ヲ所有スルノ可否ニ付テハ學說ニテアルガ之レヲ否定スルモノハ、英國正統學派ニテク之レヲ肯定シ更ニ進ンテ其ノ私有ヲ否定スルノハ大概社会主義者ニテアル、蓋シ土地森林、公有ハ封建時代ノ王侯ノ領地ニ淵源セルモノニシテ、第一八九世紀ニ至リ之等王侯ノ領地ヲ國有トシタノデアルガ、英國正統學派ノ影響ヲ受ケテ之等ノ國有土地ヲ私有ニ転下グルコト流行シタケレドモ、独リ独乙ノミハ多クノ國有土地ヲ保存シタ、次ニ十九世紀中葉ニ至リ森林國有主義流行シ、私有森林ヲ再び國家ニ買収スルニ至リ國有森林ハ

財政學 三四

著シク増加シタ、之レ單ニ收入主義ニ惹クモノナク治水、衛生、其ノ他一般國民經濟上ノ必要ニヨリ実行サレタルモノデアル而シテ現實ニ於テハ、土地ノ國有ハ其ノ官業經營ニ適セザルノ故ヲ以テ又ニ私有者ニ譲キツ、アルモ社会政策ノ見地ヨリスレバ内地殖民及び都市計畫上相當ノ土地ヲ國家ニ保留シオクノ必要アリトセラル、又森林ノ國家及び公共經營ハ益々緊要ニ向ヒツ、アリ、

四五、國有土地ノ収益方法トシテ、中世ヨリ第十八世紀ノ初メマデノ歐洲ニ於テ自作法即チ自己經營法行ハレタルモ經濟事情ノ変遷ニ依リ漸次兼シテ今ハ自作制度之レニ代ルニ至リ、自作制度ニハ世襲自作制度、定期自作制度ノ二種アル、世襲自作制度ハ毎年一定ノ小作料ヲ納付セシムルノ約束ヲ以テ同一小作者ニ世襲セシムルノ方法ナリ、此ノ制度ハ土地ヲ永久ニ自作

者ノ使用ニ受スルガ故ニ豫奪的耕作ノ弊ニ陥ルコトヲ免レ得レ
 ども之レト同時ニ土地ノ所有者タル國家ハ永久一定額ノ小作料
 フ收ムルニ過ギズシテ果産物ノ騰貴、土地ノ價格昂騰ニ依テ利
 益ヲ收ムルコト能ハザルノ不利アリテ、オ十九世紀ニ至リテ衰
 退シタガ現在約五レヲ存スル所アリ、即チ之レニ代リテ起リ
 タルモノガ定額小作ナリ。

定額小作トハ小作契約ニ一定ノ期限ヲ附スルモノデ、其ノ期間
 ハ四吠及び蕨業林達ノ程度ニ定シテ同シカラズ、概シテ短縮セ
 ラル、ノ傾向ヲ有シ然レニ於テオ十八世紀ノ頃ニアリテハ、五
 〇乃至一〇〇年ノ長期間ヲ持シタルガ、オ十九世紀ニ至リテ十
 六年トナリ、最近ニ於テハ平均十八年トナリテ居ル。
 我が國ノ國有土地ハ内務大臣ノ主權ニ屬シ、大正六年度末ニ於
 テ五十三万町歩ノ官用地、二百八十五千町歩ノ官有地、八百十
 六千町歩ノ未開地ノ有スルケレドモ（租民地ヲ除ク）耕作地ヲ

新改字 三四

有セザルガ故ニ従ツテ小作地ナシ産耕作地以外ノ土地ニ所有ス
 ル營造物及び建物等ヲ民間ニ出下ケテ賃下料ヲ收入シツ、アリ
 其額ハ大正八年度豫ニ於テ三三一、〇〇〇余兩ニ過ギズ、

四六

既ニ述べタル如ク森林ノ國有經營ハ単ニ收入ヲ目的トスルモノ
 ナアルカラ其ノ經營方法ハ土地ノ如ク小作制度ニヨラズレバ
 已經營ヲナスモノナリ
 又レ森林經營が祖業ニシテ大規模ノ計畫ニ適シ其ノ効果ノ公達
 若大ナルニヨルモノニシテ耕地ノ經營トハ大イニ違ヲ異ニシテ
 居ル之レヲ地方團體ニ於テ經營スル場合ニ於テハ、以茲主義ヲ
 兼得スルニ適シナイガ、國家ニ於テ經營スル場合ニハ長ク以茲
 主義ニモ適合スルコト故乙ノ諸縣邦ニ於テ其ノ实例ヲ見ルノチ
 アル、

我國ノ國有林ハ七、六八〇、〇〇〇町歩ニシテ、公有林ハ、四、

ニ七七、〇〇〇町歩、之レニ御料地林一、三九一、〇〇〇町歩
 加フル時ハ国有林ノ率ズバキマノ合計一三、三九〇、〇〇〇
 町歩トナリ、全森林面積ノ大割ニ当ル、而シテ国有林ノ管理ハ
 農商務大臣ニ屬シ、之レガ特別経営ノクニニ明治二十三年法律
 第八十号ヲ以テ森林資金特別会計法ヲ制定シ國有トシテ貯蓄ノ
 必要ナキ林野ヲ買却シ、其ノ買却金ヲ以テ森林資金ヲ作製シ、
 之レヲ以テ民有林ヲ買収シ、又ハ国有林ヲ増殖シ、同時ニ國有
 林ニ対シ施業案ヲ設ケテ、造林法ヲ行ヒ以テ經常収入ヲ得ルコト
 シタノデアル、

本法施行前即チ明治三十一年度ニ於ケル森林収入八一、六三五、
 〇〇〇余円、經營費八、八五六、〇〇〇余円ニシテ、純益八
 七六、八〇〇〇余円ニ過ギザリシガ大正八年度ニハ収入一六、
 六三五、〇〇〇余円、經營費五九、〇〇〇余円、純益一一、
 〇二五、〇〇〇余円ニヒテ居ル尚此ノ外ニ国有林ヲ採下ゲラレ

附設三ノ林四

タル森林資金ノ一般会計繰入額ハ四、八四九、〇〇〇余円ヲ集
 シテ居ル、斯ノ如ク巨額ノ収入ヲニケル莫ニ於テ稍企業ニ似テ
 ル莫アルモ森林事業ノ性質ハ他ノ企業ト自カラ其趣ヲ異ニシテ
 居ルカラ財政學上ガハ之レヲ財産収入トシテ也ノ企業収入ト区
 別スルノチアル、

第二款 動産收入

四七

國家ハ財政上ノ理由ニヨリ各種ノ資金又ハ種立金ヲ有シ之ヲ現
 金有價証券又ハ其ノ他ノ収益時價付ヲ以テ保有スルヲ常トス、
 政事上又ハ經濟上ノ理由ニ依リ特種企業ニ對シ自ラ之ヲ經營ス
 ルヲ不償トスル場合ニ於テ私入ノ企業ニ投資シ持分又ハ株式ノ
 形ニ於テ其ノ經營ニ參加シ之ヲ支配スル事少ナイ、
 例ハ英國政府ハ、寸先度運河株式會社ノ株式ヲ所有シ、我政
 府南滿洲鐵道株式會社ニ投資シ、朝鮮銀行、台灣銀行ノ株式ヲ

所有スルガ如キナリ、凡ソ之等ノ収益源泉ハ其ノ所有目的如何ヲ問ハズ定期時ニ之ニ伴フ利子又ハ配当金ノ収入ヲ回障ニ付フルモノナリ、

基金又ハ積立金ハ各特別法ニヨリ規定セラレ、其ノ運用方法又又次シテ一定セズ、溢利ノ用途アリテ之ニ元利ヲ出資スベキモノナリ、利子ノミヲ出資シテ元本ヲ存置セシムルモノナリ、全ク指定ノ用途ナク其ノ消費及用途ヲ自由ニスルモノナリ、全額西共ニ多少ノ基金ヲ有セザルナリ、然レ我國ノ如ク多クノ特別会計ヲ有スル國ニ於テハ其ノ数ノ多キヲ見ルノデアル、國家ノ出資及持分ニヨリ収入ハ漸次少カラントスルノ傾向ヲ有シテオカク之政治及経済上ノ理由ニ基キ此種事業ノ益々少キヲ来スニヨルノデアル、我國一級会計ニ於テ配当金収入トシテ計上部ニ計上セラレタルモノ、ニ八六万七千八百円デアル、(大正八年年度豫算)

第三節 企業収入

四八、國家が企業収益ヲアゲルノ方法ハ地代ニヨリ國賦ニヨリ種々アルケレド現今主トシテ行ハルモノニ付テ大別スレバ銀業、工業、商業、交通業、富藏等ノ五種トナルコトヲ得、之等企業ハ私経済的収入ヲナルヲ其ノ主要ナル目的トスル事ハ勿論ナルガ、ナレバトテ私経済的収入ヲウベキ企業ハ其ノ何ヲタルヲ問ハズ國家又ハ地方團體ノ經營ニ移シテ可ナリト云フノデハナイ、即チ企業ノ國有又ハ公營ニハ經營政治上、政治上及財政上ノ理由ニヨリ相当ノ範疇ヲ有スルモノデアル、今其ノ一般原則ヲ示サントシ、

第一、競争行ハレ難ク独占的ノ性候ヲ有スル企業ハ之ヲ國有又ハ公營トナスヲ政治上及経済上自然ノ要求デアル、
● 独占的

- 企業ハ概シテ経済上ノ利益ヲ少數資本家ニ壟斷セシメ、引イテ、社会的ニ富ノ不平均ヲ甚ダシカラシムルノミナラズ、故企業経営ノタメ政府ノ腐敗ヲ誘致スルカラザル、私人ノ経営ニ託スル事カラ國家職分ノ遂行上支障アル企業ハ之ヲ國營トナスベキナリ、軍器及軍用品ノ製造ニ關スル企業ニ於テ其ノ通例ヲ見ル、
- 第三、経営ヲ統一的ニ行ハレ易ク且ツ公益ニ重キヲオキ、同時ニ比較的多少ノ収入ヲホフル企業ハ固有スル公營ニ過スル、
- 第四、幼稚産業ノ獎勵指導ニ任ズルタメ公共團體が自ら模範的企業ヲ經營スル場合ナリ、
- 第五、社会政策ノ実行ヲ目的トシテ私人企業ノ欠ヲ補フモノ例ハバ、公營市場、公營質屋、公營住宅ノ如キ之レナリ、

第一款 企業收入

四九、企業收入ハ金屬並ビニ非金屬鉱山ノ採掘及ビ之ニ附随セル精錬業ヨリ生ズル収入ヲ云フモノニシテ封建時代ニハ、土地、森林ト全シク王侯ノ財産トシテ重要ナルモノデアツタガ其ノ右多ク氏業ニ移リテ今ハ概シテ諸藩邦ヲ除クノ外財政上顧ル輕視セラル、ノ傾向ガアル、然ルニ企業ハ大資本ヲ要シ高度ノ技術ヲ以テ大規模ノ経営ヲ必要トスル莫ニ於テ又国防及ビ國民工業ノ基礎ヲ安全ナラシムルタメニ石油及石油ノ如キ燃料及ビ礦産物ノ産出ヲ防ガタメニハ、之ヲ國營トスル理由ガアル、

我が國ニ於テハ明治維新諸侯ノ領有シタル鉱山ハ多ク國有ニシタルレバ、明治初年ニハ多クノ國有鉱山ヲ存シタケレ共、其ノ後漸次之ヲ民間ニ執下ケタルニヨリ現在ニ於テハ、海軍採炭所及鐵道所附屬ノ炭山ヲ有スルニスギズ、而シテ官營工業トシテ

最も大規模ナルハ八幡ノ製鉄所ナルが同所ハ、明治二十九年ノ創業ニシテ、リ従来三期ノ擴張ヲヘテ鋼材六五万噸ヲ産出スルヲ見ナルが政州戦争中ハ、其ノ収入ニ、三千万円ニ達シタケル共戦争中ニハ著シク減少スバキ見込ナリ、

第二款 工業収入

五〇、 管ヲカ十八年迄頃政州諸國ニ於テハ國家自ラ機業尙器業 硝子製造業ヲ經營シテ競リ國民ニ示シテ事ガアル、産業進歩スルニ伴ヒ漸次其ノ必要ヲ失ヒ單ニ收入ノ目的ヲ以テ今日尚存在スルモノアル也、其ノ財政上ノ重要甚クテ居ル、只火柴及ビ軍用品ノ製造業ニツイテハ新ニ國營企業起ツタケル共之レ國防上ノ必要ニ基クモノデ收入ノ目的ヲ以テスルノデナシ、我が國ニ於テモ明治維新以來多クノ模範工場ヲ起シタガ時勢ノ進歩、民間工業ノ進歩ニヨリ或ハ之ヲ廢シ、或ハ之ヲ松下ゲ、

財政第四回

今日尚存在スルモノハ造幣局、印刷局、東京大阪兩砲兵工廠、千住鐵船所、海軍工廠、海軍火藥所、ミガアル造幣局及印刷局ハ貨幣ノ鑄造及政府証券兌換券、印紙ノ印刷等政府ニ直接ニ係アル業務掌ツテアル、之ヲ民間企業ニ委スベカラザル事情ノ存スルタメ國家自ラ經營スルノデアルカラ國ヨリ收入ヲ目的ヲ以テ進シ得ルニ至レリ、尚ホ此ノ外ニ監獄作業又官營工業ニ取テハラレ共ノ收入モ亦相當額ニ上リテ居ル、大正八年ニ於ルニ昔工業収入ノ合計ハ四千三百八十六万四千八百ニ上リテ居ルが何レモ特別會計ニ屬スルカラ、一歳歳入ニ對スル割合ヲミルテハ出ホナシ、以上ハ國家ノ直接スル工業ナルが地方團體ニ於テ經營スル工業ニ先斯、電氣、水道等アリ、何レモ都市生活ニ欠ク可ラザル物資ノ供給ヲナスモノデナリ、且ツ收入ノ目的ニモ叶フモノデアルカラ之ヲ私人企業ニ委スヨリハ公營トナスヲ適當ナリトセ

第三款 商業收入

五一 商業ハ競争ノ行ハレ場キト市場ノ変化ニ在リテ敏捷ナル行動ヲ必要トスルニ莫ニ於テ国营又ハ公營ニ適セザルモノトセラル、各國ノ实例ヲ見ルモ往昔ニアリテ王侯ノ商業ヲ營ミタルコトナキニ非ラザルモ現代大明國ニ於テハ固有産業ニ伴フ生産物ノ賣買以外ニハ純然タル商人的企業ヲ營ムモノハナシ、唯商業トシテ國家又ハ地方團體ノ經營ニ屬セシメタルモノ又ハ屬セシムベシト論ゼラル、ハ銀行及貯蓄信用機關ナデアル、銀行ノ国营又ハ公營ニツイテハ議論已々ニ分ル、英ノ長所トスルハ之等公共團體ノ信用絶大ナルニ將スルモノ而モ英ノ短所トスルハ財政上ノ独立ヲ困難ナラシメ、民間經濟ヲ促進スルニ至ルノ弊アル莫ニアリ、欧州ニ於テハ歴史的ノ因襲ニヨリ國家又ハ地

財政學 四回

方團體が普通銀行ヲ經營スルモノ少カラズト云モ其ノ不適当ナル事ニ付テハ考ク論ズルノ価値ナシトセラル、又中央銀行銀行ヲ国有トナスヤ否ヤニツイテハ議論未ダ一定セズ現在ニ於テ欧州各國ノ中央銀行銀行ハ私營ヲ普通トシ、露國瑞典ノ國ヲ例外トスルノミデアル、乍而其ノ實際ニ於テ中央銀行ハ兌換券ノ發行事務、國庫金ノ取扱ヲナスタメニ私營トハムヒナガラ国营ト撰ガ所ナキ作用ヲシテイルカラ、最近ノ大戦ニ際シテモ中央銀行ノ私營ニ對シテ余リ批難ノ声ヲキカナカツタ只仏國ノ制度ニ習ヒテ設立セラレタル我國ノ中央銀行銀行タル日本銀行ハ国营的色彩ノ濃厚ナルニ拘ラズ近時國有論が一部ノ學者間ニ行ハルルノハ注意スベキ事デアル、中央銀行ニ對シテハ其ノ国营タルト私營タルト同ハズ兌換券發行ノ特權ヲ亦ヘ又無償ニテ國庫金ノ取扱ヲナサシムル外私營ニ對シテハ一定ノ貸上金ヲ余ジ又兌換券發行高ニ依ジテ發行税

ヲ課シ或ハ利益金ノ高ニ志ジテ納付金ヲナサシムルモノデアル、
 我が日本銀行ハ国庫金ノ取扱ノ外公債發行並ニ利子支払ノ事務
 ヲ行ヒ政府ニ對シ無利子ニテ、二千二百萬圓ヲ貸上げ、横濱正
 金銀行ニ對シ為替資金トシテ、二分利ニ千萬圓ヲ貸付クルノ義
 務ヲ負ヒ、又兌換券發行高ニ對シ一々年 $\frac{12}{100}$ 半ノ割合ヲ以テ
 其ノ制限外發行高ニ對シ一々年 $\frac{5}{100}$ 以上ノ發行税ヲ負担スル
 事トナツテ居ル、

而シテ我國ニハ國家銀行ナシト雖モ特種銀行ト稱シ直轄ニ政
 府ノ保護監督ヲ受ケ政府ノ出資ヲナスモノ日本銀行以下六行
 アリ、其ノ内發行權ヲ有スルハ日本銀行、台灣銀行、朝鮮銀行
 ノ三行ニシテ、大正八年度ニ於テ其ノ發行税收入額ハ、八二四
 萬圓デアル、

貯蓄信用幾干ハ一面ニ於テ公衆ノ零細資金ヲ吸收シテ、勤儉ヲ
 行ノ氣風ニ養育スルヲノ他而ニ於テ下層階級ノ金融方法トシテ
 之ヲ回營又ハ公營トスルノ理由ニトム、之ヲ以テ文明國ニ於テ
 ハ那便貯金ノ制度ヲ設ケテ國家自ラ之ニ當リ又歐洲諸國ニ於テ
 ハ地方団体ニテ貯蓄銀行若シクハ之ニ兼スル幾干ヲ經營スルモ
 ノカカラス、近時又簡易保險、労働保險等社會政策ヲ目的トス
 ル回營保險制度ノニツテ見ルニ至レリ、

第四款 交通收入

交通業ハ其ノ性質カ公利公益ヲ計ルモノタル事故尙的ニシテ、
 競争ノ余地ナキ事統一物ニ之ヲ經營スルノ必要スル故ニ於テ公
 共団体ノ經營ニ適スルモノトセラレテ居ル、
 現在行ハレテ居ル官公營ノ交通業ノトキハ對其時代ノ特長を
 業ヲ繼承セルモノアルカ、其ノ理論ノ根據ハ以上ノ三點ニ存ス

ルノテアル、故ニ他ノ企業ハ收入ヲ目的トシテ經營スルコトモト
ヨリ容易テアルカ實際ノ状況ハ漸次官利主義ヲ棄レテ國民ノ文
化改革ヲ増進スル方針ニ違ヒツ、アル
今日東亞各國ニ於テ交通業中其ノ重要ナルモノヲ舉ケレハ
一、郵便、電信、電話ノ如キ通信ニテスル事業
二、鉄道、汽船ノ如キ交通運輸ニテスル事業ヲアル
而シテ通信事業中電信電話ノ如キ交通運輸事業中鉄道ノ如キ今
尙ホ私營カ行ハレテアル國々カラスト雖モ大勢ハ國營主義ニ違
ヒツ、アル故リ汽船ノ國營ハ漸次重要ノ度ヲ限シテ、アル、之
海運業カ自由競争行ハレタリ又シテ航海業ノ危険ヲ伴フモノヲ專
ノ制度ヲ受ケル國家ノ企業ヲ通セズ、私人經營ニ委スルヲ原則
トスルカモノハ他ナラス、ヨツテ郵便、電信、電話又鉄道ニツキ
テ更ニ詳述スヘシ

第一 郵便、電信、電話收入

郵便ハ最初ノ特許企業トシテ經營サレタガ、十七、八世紀ニ至
リ國營トナリ電信及電話及ハ十九世紀ノ後半ニ至リ急進ナル發達
ヲナシ英國ヲ除ケハ何レモ國營主義ヲトツテ居ル、故ニ經營方
法ハ最初官利主義ヲ取リタルモ國營主義トナルニ及ビテ材料主義
トナリ又電信、電話ハ設備ノ改善建設ニ要スル費用ヲ之ガ利用
者ニ負擔セシムルノ至當ナリト認メ稍官利主義ヲ加味シタル料
金制度ヲスルノ傾向ナリトス、然ラバ其ノ收入ハ國ニ依リ著シ
キ差等アリ或ハ其ノ代價ヲ生ズル國アルモ概シテムフトキハ國
庫ニ可ナリ巨額ノ益金ヲ供給シテナル
我が國ニ於テハ明治初年ヨリ郵便電信事業ヲ國營トナシ電話事
業ハ明治二十三年創設シタル尙附屬事業トシテ專管財金、振替
財金、簡易保險、恩給年金ノ支拂ヲモ經營シテアル、其ノ收入

ハ經費ヲ差引キテ十數年來千方所乃至四千方円ヲ集シタガ、大
正八年度ニハ約五千方円ニ達セリ、

第二 鐵道收入

鐵道ノ國有、私有ノ可否ニツキテハ、今尚議論ノ存スルトコロ
デアルガ、交通事業ノ本質並ニ國防上ノ理由ニ基キ鐵道ノ幹線
ヲ國營トスル事ニツイテハ、議論上返付ノ余地ナキモノトナリ
テオル、ヤレバ文明國ニテハ、現ニ國有制ヲトルモノ又國有制
ニ移ラントスルモノ多ク、然然タル私有制同觀セルモノハ英
米ニ國アルノミ、

土耳其、希臘、西班牙、葡萄牙等モ又私有制ヲトルモノ、之レ鐵
道敷設ヲ外國資本ニ仰ギタル結ニヨルモノトセラル、

國有鐵道ノ經營ニニツノ方法アリ、

一、國家自ラカ之ヲ經營セズ私人ニ貸付ケテ價賃料ヲ取得スル

一、國家ノ何已經營デアル

前者ハ和蘭ニ於テ現ニ行ヒ伊太利ニ於テ當テ行ツタモノデアル
ガ、其ノ經營方法決定セズ、又鐵道ノ利益増加ニ伴ヒ國家ノ收
入ヲ増和セシムル能ハザルノ欠莫アルガタメ成績不良デアル、
後者ハ最モ普通ニ行ハル、モノニシテ、之ガ收入方法ナル運賃
ハ營利主義ニ偏セザル範圍ニ於テ、經營費、公債費及改良費ヲ
支出シ尙幾何ノ剩餘ヲ國庫ニ收ムル程度ニ於テ之ヲ定ムルヲ要
ス、又鐵道線ノ完成セザル國ニテハ改裝及建設費ニ多キヲ
要スルガ故ニ營公債ノ發行額ヲ多カラシメ、利イテ國庫ノ
收入ヲ期待スル事能ハザルニ至ルハ止ムヲ得ズ、

我が國ノ鐵道政策ハ明治二年スデニ官線ノ國有敷設ヲ決シタレ
カ十五年日本鐵道(東京青森間)ノ私敷ヲ許スニ至リ及ビ、官
設、私設並存シテ鐵道ノ發達ヲ促セリ、其ノ後明治二十五年鐵
道敷設法制定セラレ國有予定線路ノ完成ノ數期ニ分テ各期ノ工

幸ニ鐵道事業トシテ其ノ財源ヲ公債ニ求メタノデアル、次ア三十二年新設鐵道ニ於テ鐵道國有法案可決セラレタカラ政府ハ鐵道國有調查會ヲ設ケ鐵道國有法案及私設鐵道買収法案ヲ立案シタケレドモ實行ニ至ラズンテ止マレリ。

然ルニ日露戰爭後ニ於テ鐵道國有議論再ビ盛ニシテリ遂ニ明治二十九年鐵道國有法ノ制定ヲ見ルニ至リ、此ニ鐵道國有ノ大方針確定シタノデアル、當時ノ官設鐵道線長ノ四七五哩七〇鐵道線一〇四哩一七鐵道ヲアワタカラズニ外國有法ニヨリ私設一七会社既成線ニハニ哩五四鐵道ヲ總括格ヲ四億八一九八万四千ヲ以テ買収シ之ニ五分利附公債ヲ支拂シタノデアル、從テ大正八年三月末統計ニヨレバ、國有鐵道前運哩數六〇七二哩七四鐵道ニシテ總收入ニ億七五九二万余円、營業費一億七二三八万余円ニシテ、差引益金一億〇三五四万余円ヲ示シテ居ル。

第五款 富鐵收入

富鐵ハ人ノ射徳心ヲ利用シテ収益ヲ求ケントスル賭博業ヲ云フモノニシテ英國ノ聖德團体タル賭博會自ラ之ヲ行フニ至リテハ無極極マルモノヲアルカ、古ク君主將收收入トシテ重要現セラレタルテ條上國家之ニカハリタルマテニシテ、歐洲諸國中此ノ幣官ニ額ミ、之ヲ禁止シタルモノテアルケレトモ今尙本行ハレテアル、中ニハ普魯亞、伊太利、西班牙、丁抹、和蘭等ノ諸國アリ、特ニ伊、西ニ於テハ巨額ノ總收入ヲ求テテナル、或カ同一派テハ明治四十年台灣ニ於テハ債票ト称スル富鐵ヲ發行シタルカ莫ク幣票ヲ認メ半年ニシテ之ヲ金幣セリ、又或カ刑法ヲ富鐵ヲ課シテナル、只或カ割増付、觀業債券ハ現在行ハレテテナル之ハ一種ノ富鐵公債ニ類スルモノテ低利ヲ以テ公債ヲ發行スル場合ニ用フル方法ヲアル、尤モ勸業債券ノ割

増ハ発行ニ添シテ別スルニアラスシア、償還ニ添シテ別スルモ
ノアアル。

奇正五頁

- 1 總論 (目録)
 - 2 公債論 (手帳)
 - 3 收入論 (手帳)
 - 4 公債論 (貸借)
 - 5 財政論 (管理)
- Public Expenditure
Revenue
" " Indebtedness
Financial Administration

第三学期了

大正十年三月十日 印刷
大正十年三月二十日 発行

編纂者
発行所

東京市神田区北甲賀町十番地
三橋 彦太郎

印刷者

東京市神田区北甲賀町十番地
石井 辰雄

発行所

東京市神田区北甲賀町十番地
明治堂書店

電話東京三〇九九四番
電話神田二七一八番

14
675

終

